

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月30日
【事業年度】	第15期（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	H y A S & C o . I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀧村 聖一
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、外部からの情報提供に基づき当社監査役が調査を行ったところ、2016年4月期の費用計上に関して不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、2020年7月28日、特別調査委員会を設置の上、調査を進めて参りました。特別調査委員会による調査の結果、2016年4月期の費用支出は2015年4月期の売上に関する資金循環スキームの精算に関係したものであり、従って2015年4月期の売上高の一部は架空の取引であったとの可能性が判明いたしました。そのため、当社は、2020年8月31日より、調査体制を当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会へ移行の上、上場直前期である2015年4月期の架空売上が当社経営陣の主導により行われたのか否かの観点も含め、より透明性の高い客観的な調査を進めて参りました。

2020年9月28日に第三者委員会から調査報告書を受領し、2015年4月期の売上高の一部は架空であり、当該取引に関する入金額はその後、別の虚偽の名目で当社より支払われ、外部の協力者へ還流していたこと、またその他の取引においても、一部売上高や売上原価その他の費用の計上について先送りや繰り延べ等があった、との報告を受けました。

当社は、報告内容を検討の結果、架空の売上高とその代金回収、及びその回収資金の補填へと充てられた当社から資金支出に関連する会計処理を取消すとともに、その他指摘を受けた不適切な売上高や売上原価その他の費用等の計上処理の訂正を行うため、2015年4月期の有価証券届出書、2016年4月期から2019年4月期の有価証券報告書、並びに2017年4月期の第1四半期から2020年4月期の第3四半期までの四半期報告書についての決算訂正を行うことといたしました。

なお、訂正に際しては上記取消・訂正に付随する消費税・法人税等に関する訂正や、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項及び今回の監査の過程において新たに検出された事項の訂正も併せて行っております。

これらの決算訂正により、当社が2019年7月30日に提出いたしました第15期（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）有価証券報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正後の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人より監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第1 企業の概況
  - 第2 事業の状況
  - 第3 設備の状況
  - 第4 提出会社の状況
  - 第5 経理の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月
売上高 (千円)	2,669,071	3,189,346	3,968,748	4,660,995	6,099,730
経常利益 (千円)	89,700	231,523	292,701	363,082	424,032
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	38,257	153,008	176,115	200,963	234,423
包括利益 (千円)	38,257	153,008	179,943	230,488	235,343
純資産額 (千円)	305,309	912,728	1,155,638	1,031,086	1,347,992
総資産額 (千円)	981,976	1,543,561	1,905,261	2,540,285	3,864,681
1株当たり純資産額 (円)	18.69	42.57	50.27	45.91	57.68
1株当たり当期純利益 (円)	2.75	9.17	7.91	8.98	10.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.67	8.10	7.58	8.43	9.92
自己資本比率 (%)	31.1	59.1	58.9	40.0	34.1
自己資本利益率 (%)	14.1	25.1	17.3	18.8	20.1
株価収益率 (倍)	-	19.37	26.86	61.47	29.49
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	22,379	283,828	303,718	117,135	576,865
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,563	26,505	187,659	926,932	626,718
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,226	339,013	17,078	331,935	486,329
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	530,691	1,127,028	1,226,008	748,147	1,184,622
従業員数 (名)	86	92	100	155	187
〔外、平均臨時雇用人員〕	[14]	[21]	[25]	[32]	[34]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第11期から第12期までの1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 第11期から第12期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、第11期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。
- 第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
- 2015年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月
売上高 (千円)	2,628,244	3,104,276	3,835,958	4,342,904	5,239,815
経常利益 (千円)	78,808	226,745	273,942	326,434	413,451
当期純利益 (千円)	27,811	142,718	159,500	223,034	275,586
資本金 (千円)	114,250	339,012	356,112	364,839	432,420
発行済株式総数					
普通株式 (株)	1,602,000	2,382,100	2,482,100	22,583,700	23,318,700
甲種類株式	213,000	-	-	-	-
純資産額 (千円)	342,479	939,607	1,133,308	1,044,402	1,387,550
総資産額 (千円)	1,003,425	1,549,206	1,811,951	2,419,611	3,544,429
1株当たり純資産額 (円)	20.97	43.83	50.73	47.18	60.60
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	5.33	3.40
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(4.00)	(1.70)
1株当たり当期純利益 (円)	2.00	8.56	7.16	9.97	12.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	1.94	7.56	6.86	9.35	11.66
自己資本比率 (%)	34.1	60.7	62.5	43.2	39.1
自己資本利益率 (%)	8.8	22.3	15.4	20.5	22.7
株価収益率 (倍)	-	20.77	29.66	55.39	25.09
配当性向 (%)	-	-	-	26.8	27.8
従業員数 (名)	78	82	85	117	134
[外、平均臨時雇用人員]	[14]	[20]	[23]	[27]	[27]
株主総利回り (%)	-	-	119.5	312.2	176.2
(比較指標: 東証マザーズ指数)	(-)	(-)	(91.1)	(100.9)	(83.5)
最高株価 (円)	-	2,829	650	722	635
			1,949	2,320	
最低株価 (円)	-	1,467	321	496	215
			962	512	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第11期から第12期までの1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 第11期から第12期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、第11期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。
- 第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
- 2015年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該

株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の中間配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
8. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。
9. 2016年4月5日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第11期及び第12期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
なお、2016年4月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、第12期の株価は同日以降のものであります。
11. 印は、株式分割(2017年5月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。
12. 印は、株式分割(2018年3月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。

## 2【沿革】

当社は、資産価値が維持できる高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の実現による資産価値の維持向上を理念に掲げ、日本エル・シー・エーグループから13名が独立し、創業しました。会社創業時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	概要
2005年3月	東京都品川区東五反田四丁目にて創業（資本金2,400万円）
2005年5月	戸建賃貸「ユニキューブ」をリリース
2006年5月	エコ断熱工法「デコスドライ」をリリース
2006年8月	本社を東京都港区白金台四丁目に移転
2007年3月	不動産コンサルティングの質を高める「ハイアークラブ」創設
2007年5月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード工法」をリリース
2007年6月	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエと社員向け住宅提供サービスで業務提携
2008年7月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード」事業の事業譲渡を受ける
2008年8月	住宅購入相談の「リライフクラブ」を創設
2009年6月	「HyAS View」創刊号 発刊
2009年7月	戸建賃貸系のクラブを統合し「ウィルスタイルサプライヤーズクラブ」を創設
2009年9月	高性能デザイナーズ注文住宅「R+house」をリリース
2011年1月	断熱基礎「タイト・モールド」をリリース
2011年6月	工務店業界向け生産性向上支援ツール「ビルドマスター」をリリース
2012年5月	本社を東京都港区白金台四丁目から東京都港区白金台三丁目に移転 不動産流通支援システム「エージェント・マスター・サービス」をリリース
2013年1月	株式会社ansを設立（現 連結子会社）
2013年6月	当社のシンクタンク機能として「ハイアス総研」プロジェクトを発足
2014年4月	断熱改修リフォーム「ハウス・イン・ハウス」をリリース
2014年6月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会を設立（現 連結子会社）
2014年7月	不動産ショップ「トチスマ」をリリース 住宅会社向け原価管理システム「CMS」をリリース
2014年11月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会（現 連結子会社）より環境配慮型地盤保証「B I O S」をリリース
2015年6月	デザイナーズセレクト住宅「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」をリリース
2016年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場 住宅総合アフターサービス提供支援「ハイアス家価値サポート」をリリース
2016年9月	株式会社K-コンサルティングを設立（現 連結子会社）
2016年10月	「不動産相続の相談窓口」をリリース
2016年11月	本社を東京都港区白金台三丁目から東京都品川区上大崎二丁目に移転
2017年1月	株式会社アール・プラス・マテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2017年3月	株式会社ウェルハウジングの株式を取得（現 連結子会社）
2017年12月	楽天LIFULL STAY株式会社と民泊向け戸建型宿泊施設の供給において業務提携
2018年1月	工程管理による生産性向上支援「プロジェクト・マネジメント・システム」をリリース
2018年2月	地域密着型の新・建設業を実現する「地方創生まちづくりネットワーク」をリリース R+house事業、アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット事業、ハウス・イン・ハウス事業の技術本部機能を譲受 不動産特定共同事業者として許可（許可番号：金融庁長官・国土交通大臣 第86号）
2018年3月	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年4月	戸建住宅向け総合アフターサービス「家価値60年サポート」をリリース
2018年5月	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社設立（現 連結子会社）
2018年8月	株式会社LHアーキテクチャを設立（現 連結子会社）
2018年11月	SUNRISE株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年12月	株式会社HCマテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2019年1月	GARDENS GARDEN株式会社を設立（現 連結子会社）
2019年2月	外構・エクステリア・造園市場に新たな価値を創出する「GARDENS GARDEN」をリリース

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社ウェルハウジング、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、株式会社HCマテリアル及びGARDENS GARDEN株式会社の合計12社（以下、「当社グループ」）で構成されております。

なお、当社グループは、従来「コンサルティング事業」のみを報告セグメントとしておりましたが、前第3四半期連結会計期間より、「コンサルティング事業」「建築施工事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンサルティング事業」は、住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化した経営コンサルティング事業です。当社グループでは、地域の中小企業を会員組織としてネットワーク化しております。事業提携先と協力し、業界のノウハウを分析、標準化し、ビジネスモデルとしてパッケージ化した商品を、顧客（会員企業）に提供しております。商品には、そのブランドを使って営業・販売するのに必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどが全て含まれております。企業が置かれている状況に応じて、収益構造改善や新規事業展開を含む業態転換の必要性をもつ企業には「ビジネスモデルパッケージ」を、経営（事業）におけるプロセスや機能の効率化が必要な企業には「経営効率化パッケージ」を提供しております。トータルの商品数は20を超え、住宅環境のハードインフラから情報インフラまでをトータルでサポートしております。コンサルティング事業には、当社、株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル及びGARDENS GARDEN株式会社が含まれます。

「建築施工事業」では、パッケージ化した商品を実際に活用し、一般消費者向けに住宅の建築・施工等を行っております。ここで開発したノウハウは、コンサルティング事業において、商品開発や会員企業への支援に活かしております。建築施工事業には、株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ及びSUNRISE株式会社が含まれます。

コンサルティング事業、建築施工事業に含まれない事業としては、宿泊施設に関する運営及び管理業務、不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営等があります。ここには、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社及びハイアス・キャピタルマネジメント株式会社が含まれます。

当社グループの役割分担は、次のとおりです。

セグメントの名称	事業・サービスの名称	事業・サービスの主な内容	会社名
コンサルティング事業	ビジネスモデルパッケージ	会員企業に対する事業ノウハウ・システム・サービスの提供	当社
	経営効率化パッケージ	経営活動全般における効率化ソリューションの提供	当社
	その他	「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外のソリューション等の提供、WEBでの住宅取得希望者等に対する住宅購入相談、商品開発・シンクタンク機能	当社
		実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談及び不動産仲介	株式会社 a n s
		地盤に関する調査解析保証	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
		不動産コンサルティング	株式会社K-コンサルティング
		建築資材の開発、製造、調達及び共有	株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル
	外構の設計	GARDENS GARDEN株式会社	
建築施工事業	-	建築工事請負及び施工	株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社
その他	-	宿泊施設に関する運営及び管理	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社
		不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社

当社グループのコンサルティング事業の具体的な内容は、次のとおりです。

#### a．ビジネスモデルパッケージ

「ビジネスモデルパッケージ」とは、工法提供をパッケージ化した「工法事業モデル」、住宅新築や増改築に必要な事業ノウハウを企画・開発・パッケージ化し提供する「住宅事業モデル」、不動産売買に必要なノウハウを企画・開発・パッケージ化した「不動産事業モデル」に分類され、業態転換の必要性をもつ企業を主な対象顧客としております。業態転換が必要な例としては、公共工事への依存率が高く、市場の縮小に伴って厳しい経営環境に直面すると考えられる企業、更なる事業拡大を模索されている企業等が考えられます。

当社グループが提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である会員企業がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。

なお、当社が提供している、主な「ビジネスモデルパッケージ」は、以下のとおりです。

モデル名	サービス名	内容
工法事業モデル	ハイスピード工法	砕石のみを使用した地盤改良工法をパッケージ化したもの。通常の地盤改良工事と異なり、有害物質の発生リスクがなく液状化対策としても有効。
	アロースピード工法	杭状地盤補強工法をパッケージ化したもの
	タイト・モールド工法	基礎工事を一体打ちで行う工法をパッケージ化したもの。断熱型枠（型枠自体が断熱材）であることから、建物全体の断熱性能が向上。
	デコスドライ工法	新聞紙をリサイクルしたセルローズファイバー断熱材を利用した断熱工法をパッケージ化したもの。断熱・調湿・防音機能を備え、壁体内無結露を20年保証。
住宅事業モデル	R+house	合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。
	アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット	建築家がデザインした多数のプランの中から、エンドユーザーがプランを選択する「セレクト住宅」パッケージ。コスト重視の購買層向けの高気密・高断熱住宅。
	ウィルスタイルシリーズ	狭小地に建築が可能な戸建タイプの賃貸住宅をパッケージ化したもの。
	ハウスINハウス	オリジナル断熱パネルの開発により、非破壊・短工期・価格明示を実現した戸建断熱リフォーム事業をパッケージ化したもの。
不動産事業モデル	トチスマ	土地探しと住宅建設会社選びを中立的な立場から支援する不動産売買仲介サービスをパッケージ化したもの。
	不動産相続の相談窓口	地主や富裕顧客に対して、自宅や遊休地、収益資産などの不動産に関する相談ができる窓口としてパッケージ化したもの。
	地方創生まちづくりネットワーク	地方の自立性や官民連携の可能性を探りながら、地域貢献を推進していく新たな建設業界の組織。
	Rakuten STAY HOUSE × WILLSTYLE	楽天LIFULL STAY株式会社と提携しておこなう、戸建型宿泊施設の供給についてパッケージ化したもの。



## b. 経営効率化パッケージ

「経営効率化パッケージ」とは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。ノウハウを単に提供するだけでなく、情報システムによる具体的なツールにノウハウを組み込み、その活用方法を支援する教育プログラムと合わせたサービスになっております。

なお、当社が提供している、主な「経営効率化パッケージ」は、以下のとおりです。

ツール名	サービス名	内容
意思決定支援ツール	ハイアークラブ	資産活用相談用ツール等。保有不動産の相続、有効利用、売却または資産の組替え等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
	リライフクラブ	住宅購入相談用ツール等。住宅ローンの組み方、返し方、住宅関連の税金等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
営業支援ツール	エージェント・マスター・サービス（AMS）	各地域における物件・土地情報を網羅的に収集し、提供するシステム。 土地情報を視覚的に確認でき、地域の最新の売物件情報を把握することが可能。
	コスト・マネジメント・システム（CMS）	営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム。
	プロジェクト・マネジメント・システム（PMS）	工程・品質管理の精度向上で現場力を高めるシステム。

## c. その他

当社グループでは、「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外にも、広く経営上の問題を解決するための経営支援ソリューションの提供も行っております。また、一般消費者向けに、WEBサイト及び住宅購入相談窓口店舗である「ans」（現在は熊本県で3店舗、静岡県で1店舗を運営）を通じて、住宅購入に必要な情報を第三者的な立場から提供する等、住宅購入支援を行っているほか、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会において、地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供を行っております。

このほか、一般消費者、業界・事業者の直面する課題を抽出し、双方にとってメリットが享受される解決策の調査・研究を通じてビジネスモデルを確立することを目的としたシンクタンク機能も有しております。

当社グループの特徴は、次のとおりです。

[ ビジネスモデルの特徴 ]

当社グループでは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」を行うだけでなく、業界に共通する経営課題を解決する具体的なビジネスモデルや経営効率化システムを提供しております。また、サービスを企画・開発・パッケージ化するいわば「プラットフォーム」機能を有することから、ハードインフラから情報インフラまで幅広いバリエーションのサービスを展開できることが特徴となっております。当社グループのサービスは、理念である「住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現」を目指し、地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談・アフターメンテナンス等の範囲をカバーしております。

[ 会員組織等の特徴 ]

当社グループの顧客（会員企業）は、地域の工務店や不動産会社、建設会社及び一般消費者であります。現在の取引先会員企業数は1,455社（2019年4月30日現在）となっております。当社グループは、日本全国の会員企業と情報交換して常に最新の業界情報を取得し、それを商品開発に活かしております。会員企業の声は新たなサービスのニーズやシーズとなり、さらに新商品のテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を、会員ネットワークを活用して行えることで商品開発力、商品改良力を担保できると考えております。

[ 収益構造の特徴 ]

当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます。

従来型のコンサルティング事業におけるコンサルティングフィーに近い性格をもつ「会費」と収益とサービス提供先の業績改善に対する成果報酬フィーに近い性格をもつ「ロイヤルティ等」に加え、サービス導入時に生じる「初期導入フィー」が得られることで、従来のコンサルティング事業に対して、収益項目が充実しているのが特徴となります。

近年では、会員企業の成長、ひいては当社グループの成長につながる「ロイヤルティ等」収益の拡大に注力しております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

< 事業系統図 >



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は(被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 a n s	東京都品川区	20,000	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談及び不動産仲介	100.0	役務提供、情報提供 建物、設備等の賃貸 資金援助 役員の兼任あり 出向契約による出向 管理業務受託
一般社団法人住宅不動産 資産価値保全保証協会 (注)1	東京都品川区	-	地盤に関する調査解析保証	-	役務提供 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社K-コンサルティング	千葉県柏市	14,500	不動産コンサルティング	70.0	役務提供、情報提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社アール・プラス・マテリアル	大阪府大阪市 西成区	6,000	建築資材の開発及び販売	100.0	役務提供 業務受託 役員の兼任あり
株式会社ウェルハウジング	茨城県守谷市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社	東京都品川区	5,000	宿泊施設に関する運営及び管理業務	51.0	役員の兼任あり
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社	東京都品川区	10,000	不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営	100.0	役務提供 役員の兼任あり
株式会社LHアーキテクチャ	東京都品川区	10,000	建築工事請負及び施工	60.0	資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
SUNRISE株式会社	長野県松本市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助 役員の兼任あり
株式会社HCマテリアル	大阪府大阪市 西成区	5,000	建築資材の企画開発製造及び販売	100.0	役員の兼任あり
GARDENS GARDEN株式会社	東京都品川区	10,000	外構の設計	80.0	役員の兼任あり

(注)1. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2019年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	165 (30)
建築施工事業	22 (4)
合計	187 (34)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (2) 提出会社の状況

2019年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
134 (27)	33.4	3.2	5,533,303

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	134 (27)
合計	134 (27)

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営理念

当社では、企業理念として以下を掲げております。

「当社の使命は、個人が住宅不動産を納得し安心して取得（購入）、居住（運用）、住替（売却）できる環境をつくることです。住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現、それが我々のテーマです。」

個人最大の資産は「住宅」、この事実を深く受け止め、資産価値を守る方法を創造していきます。

我々は「取得・投資した価格水準で売れる家」「適正な利益を得られる家賃で貸せる家」をテーマとする具体的なソリューションを提供してまいります。

将来のリスクをより小さくする、新しい住宅不動産資産の取得方法を創造していきます。

我々は住宅の提供者と購入者の情報格差を埋め、数字をもとに納得して購入の判断ができるようなサービスを提供してまいります。

不可逆となってきた住宅不動産業界のイノベーションを先導する企業を目指します。

我々は住宅不動産という社会的に重要な資産を提供するに足る「生産性の向上」を自らが実現し続けなければならないと考えております。

#### (2) 経営方針

会員企業の業績向上の支援強化

会員企業の発展を今まで以上に重視し、そのために経営資源をそこへ投入します。当社の収益構造は、初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等があります。ロイヤルティ等は会員企業の業績に連動した収益で、会員企業が成長を続ける限り当社も成長し続けることができます。当社グループとしての成長を加速するために、ロイヤルティ等の伸長を重視していきます。会員企業の発展が、当社の成長、そして当社グループが目指す理念の実現につながると考えております。

商材展開の拡大

個人の資産形成に直結する社会の実現に向けて、その解決策となる商材の開発・投入を引き続き行ってまいります。

より効率的な営業体制への変革

当社グループの営業手法としては、セミナーの開催、DMの送付、情報誌の発行といったことをまず当社グループが行い、その反響に対して商談活動を行い受注につなげております。今後は商談の発掘から受注までを、より効率的に行える営業体制へ変革します。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、財務の健全性を念頭に置きながら、自己資本を効率的に活用しつつ、株主価値の拡大を図ることを主眼に、以下の経営指標の向上を目指しております。

売上総利益

ROE（株主資本利益率）

#### (3) 経営環境及び事業上及び財務上の対処すべき課題

今後の日本経済は、雇用・所得環境の改善の継続により、緩やかな回復基調が続くことが期待されます。一方で、2019年10月に実施予定の消費税増税の影響や、米国・中国等の通商問題などの世界経済の不確実性もあり、下振れリスクが懸念されます。

住宅業界におきましては、消費税増税の影響は政府による様々な住宅取得支援策等より緩和される見通しであるものの楽観視できず、景気の動向を左右するリスク要因を注視する必要があります。

このような状況の中、当社の「ソリューション提案型コンサルティング」というビジネスモデルにおいては、ソリューション自体の商品力向上と、そのソリューションを用いた会員企業が成果を出すための経営支援活動の品質向上が何よりも重要であると考えております。

当社の成長は、市場カバー率の向上策である「会員獲得」とインスタシェア率の向上策である「複数商品投入」と会員企業の業容拡大に対する成果報酬フィーとしての「ロイヤルティ等」により得られます。そのため、ソリューション自体のブラッシュアップ（ノウハウの再開発）と経営支援活動の品質向上を行い、ロイヤルティ等の

拡大に注力してまいります。また、クロスセルによりインスタシェア率の一層の向上を図っていく方針であります。

そして、以下の点を主要課題と認識して取り組んでまいります。

#### 持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出（施工件数等の増加）によるロイヤルティ等の成功報酬型の収入の獲得に取り組んでまいります。近年では、ロイヤルティ等を強化するために積極的な投資を行ってまいりました。例えば、R+house事業におけるモデルハウスの自社展開や、R+house事業等の技術本部機能の内製化によって、ノウハウの開発力を強化しております。ここで得られたノウハウは会員企業に展開する考えです。また、販売費及び一般管理費を投下し、R+house等のブランディング活動を行うことで、会員企業の受注の後押しを図っております。

「経営効率化パッケージ」においても、提供するシステムの機能追加・バージョンアップを引き続き進め、安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

#### 新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを調査・開発し、これまでも年2つ程度の新商品を確実に提供してまいりました。今後も既存商品の充実に加えて、新商品や関連分野への展開を図ることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実に図ってまいります。

#### 各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることが志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうちR+houseをはじめとする「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、ハイスピード工法をはじめとする「工法事業モデル」を導入している専門工事会社の対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。また、不動産事業を営む会員企業へ、不動産関連の商品である不動産相続の相談窓口事業と、不動産の出口部分にあたる戸建賃貸のWILL STYLE事業や戸建宿泊施設のRakuten STAY HOUSE×WILL STYLE事業を組み合わせることで、商品間の相乗効果につながり、一般消費者への訴求力が高まります。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結び付けて、会員企業間の連携による相乗効果を推進しております。また、商品毎に年1回会員企業が一堂に会して開催される全国大会や会員企業が集まる各種会合においても、それぞれの成功事例や手法が共有され、会員企業間の連携が図られております。今後も会員企業支援による成果創出と同時に会員企業間、商品間の相乗効果を生み出すことによって、収益性を高めていく方針であります。

#### 業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行っております。住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

#### 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。事業の拡大と共に連結子会社が11社となり、今後、人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### a . 景気、金利及び住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社グループは主に住宅不動産業界に属する企業を顧客としているため、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅着工棟数の縮小等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### b . 法的規制

当社グループでは、宅地建物の取引や住宅の建設に関わることから、「宅地建物取引業法」、「建築基準法」、「建設業法」、「都市計画法」、「国土利用計画法」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及びその他の法令により法的規制を受けております。

また、当社グループにおいては、個人情報の取得を行っており、電子メールにてメールマガジンの配信を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の法的規制も受けております。当社グループはこれらの法令の遵守を徹底し事業運営を行っておりますが、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更等がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### c . サービスの陳腐化

当社グループは「経営効率化パッケージ」において、営業活動プロセスの効率化や社員教育の効率化、顧客管理、原価管理の効率化といった経営（事業）におけるプロセスや機能に対するソリューションを提供しております。また、「ビジネスモデルパッケージ」においては、住宅建築や工事に必要な事業ノウハウや継続的な情報提供及びトレーニングの仕組み、営業支援等のオプションサービス、ローコストでの建築部材供給等を行っております。しかしながら、IT分野や住宅・建設業界における技術動向及び経営環境の変化に対応して、日々新たな商品やサービスの開発・提供が行われていることから、当社グループは常に顧客企業にとって競合他社よりも有益な価値を提供する必要があります。

当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等に係るノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用と併せてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら、何らかの要因により、当社グループが保有しているサービス及びノウハウ等が陳腐化した場合や、変化に対する十分な対応が困難となった場合、顧客企業のニーズの的確な把握が困難となった場合、取引先や関係者の方針が変化した場合、またこれら要因により商品やサービスの開発の遅延があった場合等においては、顧客企業に対する当社グループサービスの訴求力低下や導入が進まない等の理由により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### d . 情報の漏洩

当社グループは、個人情報のほか、顧客企業の機密情報を扱っております。これらの情報管理については、管理体制の構築、社内規程の整備、社員教育等により情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、万が一これらの情報の漏洩や不正使用などがあった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### e . 知的財産権

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、係る知的財産権の侵害が生じてしまう可能性は否定できず、万が一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは自社の知的財産権保全のために社内管理体制を強化しており、主要な商品サービス名については商標登録済が商標登録申請中であります。今後、知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決のため多くの労力が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

f. システム障害

当社グループは、コンピュータシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することが無いよう運営に当たっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社グループの想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム整備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じることにより、顧客との信頼関係に悪影響を及ぼし、賠償責任の発生等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

g. 訴訟の発生

当社グループでは、コンプライアンス体制を整備し、役職員に対して法令遵守を徹底させることで法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

a. 事業提携先との関係

当社グループが顧客へ提供している「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」等の各種商品は、当社と事業提携先との共同開発及び共同運営にて提供しており、事業展開上の重要な契約については「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しております。

これらの事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種商品の提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 事業の収益構造

イ. 初期導入フィー

当社グループにおける主な収益構造は、会員企業へのサービス導入時に生じる「初期導入フィー」、毎月生じる「会費」、及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」により構成されております。このうち、新規会員（一部既存会員）からの収入である「初期導入フィー」の売上高及び売上総利益における構成比率はそれぞれ以下のとおりとなっております。

	初期導入フィー 構成比	
	2018年4月期	2019年4月期
売上高に占める割合	21.7%	19.2%
売上総利益に占める割合	28.0%	23.9%

会員企業数が増加していくことで、「会費」、「ロイヤルティ等」などの安定的収益の構成比率が高まり、「初期導入フィー」が当社業績に与える影響は徐々に低下することを見込んでおりますが、現時点において初期導入フィーは、売上高及び売上総利益において一定の比率を占めていることに変わりはなく、新規会員獲得等が想定どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. ロイヤルティ等

導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」は、会員企業である専門工事会社、工務店及び不動産会社等における受注状況、エンドユーザーとの契約状況等に左右される性質があります。

当社においては、会員企業に対するセミナー、研修会の開催や営業支援等を行うことで会員企業の受注・契約獲得のサポート等も行っておりますが、会員企業の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、「ロイヤルティ等」には当社の関係会社の外部向けの収益も含まれております。関係会社に対しても会員企業に行うようなサポート等を行っておりますが、関係会社の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



c. 特定パッケージへの依存

当社グループは多様なサービスをパッケージ化して提供しておりますが、特にビジネスモデルパッケージの「ハイスピード工法」（事業提携先：ハイスピードコーポレーション株式会社）及び「R+house」については、以下の表に記載のとおり、売上高全体に占める割合が高くなっております（初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等すべての売上高の合計割合）。

提出日現在において上記事業提携先との関係性は良好であります。事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種パッケージの提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高構成比	
	2018年4月期	2019年4月期
ハイスピード工法	12.1%	11.4%
R+house	42.7%	41.6%
その他	45.2%	47.1%
合計	100.0%	100.0%

今後は新しい商品を継続的に開発、提供をすることによる商材ラインナップの拡充により、「ハイスピード工法」及び「R+house」への依存度は徐々に低下していくことを見込んでおりますが、現時点におきましては、「ハイスピード工法」及び「R+house」の依存度が高いことには変わりはなく、不測の事態等により、「ハイスピード工法」及び「R+house」の新規会員企業獲得や会員企業の受注状況等に影響が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 新規サービスや新規事業

当社グループは住宅・不動産の資産価値の維持・向上に向けて、その解決策となる新規サービス、新規事業に取り組んでおります。これにより、新たな費用（人件費、システム開発費、広告宣伝費など）の発生、費用増に伴う利益率の低下の可能性があります。新規サービス、新規事業が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

a. 特定人物への依存

代表取締役社長である濱村聖一は、当社創業以来、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定をはじめ、また業界内に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築等、当社グループの事業活動上重要な役割を果たしております。

当社グループでは、過度に特定の役員に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事由で濱村聖一が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 小規模組織

当社グループは、役職員数210名（2019年4月30日現在）と小規模組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。当社グループは重要ポストへの人材登用、業務内容に応じた適切な人材配置を行っており、現時点の規模においては、適切かつ組織的な対応に適した人員であると考えております。また、今後は事業の拡大に合わせて、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、何らかの事情により相当数の従業員が短期間のうちに退職する場合や、人材の確保、育成が予定どおり進まない場合には、業務運営の効率性が低下する恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 人材の獲得及び育成

当社グループが今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには、当社だけではなく関係会社においても優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業の拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

a. 自然災害等による影響

当社、会員企業及び事業提携先が、地震、津波、台風等の自然災害や、事故、火災等による人的・物的な被害を受けた場合、あるいはそれらの自然災害等の影響で正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。2019年6月30日現在、新株予約権の目的である株式の数は3,723,600株であり、当社発行済株式総数23,318,700株の16.0%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の日本経済は、個人消費の持ち直し、企業収益や雇用情勢の改善などが進み、全体として緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、貸家の新設住宅着工戸数が前年より減少したものの、持家・分譲住宅が前年の水準を上回り、全体ではほぼ前年同様となりました。

当社グループにおける当連結会計年度は、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業を中心に、会員企業の成果に連動する「ロイヤルティ等」が伸長する一方、今後の成長のために販売費及び一般管理費が増加しました。当連結会計年度における「ロイヤルティ等」の売上高は3,455百万円（前期比48.8%増）、売上総利益は1,763百万円（前期比67.7%増）となりました（当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます）。

「R+house」事業においては、事業の垂直統合強化の投資を行っております。例えば、前連結会計年度には技術本部機能の内製化を行い（2018年2月に株式会社アンビエントホールディングス及び株式会社ハウス・イン・ハウスから「R+house」、「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（ADM）」、「ハウス・イン・ハウス」事業に係る技術本部機能を譲り受けました）、当連結会計年度において利益率が改善しております。また8月には、株式会社ロジックとの合弁会社である株式会社LHアーキテクチャを設立しました。株式会社ロジックは、「R+house」において数多くの実績を残している会社です。共同で「R+house」の空きエリアに進出し、モデルハウスや住宅総合展示場を活用した取り組みを行います。そこで蓄積したノウハウを会員企業にも共有することにより、「R+house」ブランドの認知度向上、集客数アップといった成果の早期創出、ひいては「R+house」事業の成長の加速を目指します。さらに12月に、建築部材の企画開発製造を行うファブレスメーカーであるHCマテリアルを完全子会社化しました。部材コストの低減と品質向上、顧客ニーズにあった部材の開発、部材の安定供給体制の構築を図っていく考えです。

「R+house」事業以外では、2019年1月にGARDENS GARDEN株式会社を設立し、2月に造園・エクステリア・外構の市場に新たな価値を創出する新規事業「GARDENS GARDEN」を開始しました。GARDENS GARDEN株式会社ではガーデンの設計を担い、その設立は設計依頼に対応できる体制とキャパシティ確保のためです。その後、当初見込みを上回るペースで会員企業が増加したため、4月末に一次募集を終了しました。今後、本格的に会員企業が稼働していくため、一次募集終了後は会員企業の成果創出へ向けて注力してまいります。

販売費及び一般管理費については、引き続き将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めました。広告宣伝活動ではウェブを中心に据え、消費者向けに、主に「R+house」ブランドの認知度向上に注力しております。具体的には「R+house」などサービスごとに公式ウェブサイトを開設し、住宅・不動産資産の価値向上につながる情報を発信しております。当連結会計年度においては公式ウェブサイト経由での資料請求数、イベント申込数が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,099百万円（前期比30.9%増）、営業利益は426百万円（前期比16.6%増）、経常利益は424百万円（前期比16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は234百万円（前期比16.6%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

##### ・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、「R+house」を中心としてロイヤルティ等が伸長し、売上高は5,659百万円（前期比22.4%増）、営業利益は582百万円（前期比37.9%増）となりました。

##### ・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の受注数が順調に増加した一方、新たに設立した株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社において、投資としてのコストが先行していることから、売上高は540百万円（前期比459.1%増）、営業損失は151百万円（前期は営業損失49百万円）となりました。

##### ・その他

その他における当連結会計年度は、不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営等として、売上高は14百万円、営業利益は1百万円となりました。

## 財政状態の分析

### (資産)

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ1,324百万円増加し、3,864百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金が436百万円、受取手形及び売掛金が221百万円、販売用不動産が147百万円、モデルハウス展開等に伴い有形固定資産が294百万円増加したことによるものです。

### (負債)

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ1,007百万円増加し、2,516百万円となりました。その主な要因は、買掛金が126百万円、短期借入金が420百万円、未払金が55百万円、未払法人税等が57百万円、前受金が176百万円増加したことによるものです。

### (純資産)

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ316百万円増加し、1,347百万円となりました。その主な要因は、新株の発行により資本金が67百万円、資本剰余金が69百万円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が165百万円増加したことによるものです。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動による資金の増加576百万円、投資活動による資金の減少626百万円、財務活動による資金の増加486百万円により、前連結会計年度末に比べ合計436百万円増加しました。この結果、当連結会計年度末には1,184百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動による資金の増加は、576百万円(前連結会計年度は117百万円の増加)となりました。これは、売上債権の増加額221百万円があった一方、税金等調整前当期純利益407百万円、減価償却費117百万円、のれん償却額112百万円、前受金の増加額162百万円等があったことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、626百万円(前連結会計年度は926百万円の減少)となりました。これは、モデルハウス展開などに伴う有形固定資産の取得による支出384百万円、無形固定資産の取得による支出130百万円、事業譲受による支出49百万円、敷金及び保証金の差入による支出62百万円等があったことによるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動による資金の増加は、486百万円(前連結会計年度は331百万円の増加)となりました。これは、短期借入金の純増加額420百万円、新株の発行による収入134百万円等があったことによるものです。

### 生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### b. 受注実績

当社グループの事業については、提供する主要なサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

## c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	5,602,540	121.9
建築施工事業(千円)	496,995	775.0
その他(千円)	193	-
合計(千円)	6,099,730	130.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前期のその他は、販売実績がありません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容

## a. 経営成績の分析

## (売上高及び営業利益)

当連結会計年度における売上高は6,099百万円(前期比30.9%増)となりました。主力の高性能デザイナーズ住宅R+house事業において、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等が引続き伸長しております。また、事業の垂直統合を推し進めており、主にR+houseの建築施工を行う会社として、株式会社ウェルハウジングに続き株式会社LHアーキテクチャを8月に設立したことにより、R+houseの受注が増加しているほか、12月には建築部材の企画開発製造を行う株式会社HCマテリアルを子会社化したことにより、建築部材の売上も増加しております。

売上原価は2,154百万円(前期比26.8%増)となりました。R+house事業を中心に事業の垂直統合を推し進め、事業提携先より技術本部機能を譲り受けたことにより、売上高の増加に対して売上原価の増加が抑えられております。この結果、売上総利益は3,945百万円(前期比33.2%増)となりました。

販売費及び一般管理費は、3,518百万円(前期比35.5%増)となりました。主な要因は、引続き将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めているほか、投資に伴い減価償却費等が増加したことにより、この結果、営業利益は426百万円(前期比16.6%増)となりました。

## (営業外損益及び経常利益)

営業外損益は、2百万円(純額)の損失となりました。営業外収益が助成金収入や受取保険料等により合計3百万円(前期比15.8%増)となった一方、営業外費用は支払利息4百万円等により合計5百万円(前期比1.1%増)となりました。この結果、経常利益は424百万円(前期比16.8%増)となりました。

## (税金等調整前当期純利益)

特別損益は、16百万円(純額)の損失となりました。特別利益が負ののれん発生益3百万円(前期は計上なし)となった一方、特別損失は固定資産除却損3百万円及び減損損失15百万円(前期は計上なし)となりました。この結果、税金等調整前当期純利益は407百万円(前期比12.2%増)となりました。

## (法人税等)

法人税等合計は172百万円となりました。これは法人税、住民税及び事業税が195百万円、法人税等調整額が23百万円となったことによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は234百万円(前期比16.6%増)となりました。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、事業運営上必要な資金を確保しつつ、金融情勢の変化に機動的に対応できる流動性を維持することを基本方針としております。

当社グループは取引金融機関5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末の契約総額は1,650百万円、借入未実行残高は1,030百万円となっており、資金の流動性は十分に確保されております。なお、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。

当社グループの今後の投資については、R+houseのブランディング推進としてのモデルハウス展開や住宅総合展示場への出展、グループ会社における店舗の新規出店、クラウドファンディング事業に係る不動産取得等を進める方針であり、これら投資資金については、自己資金及び金融機関からの借入により調達する予定であります。

今後も投資効率を考慮しつつ適時に投資計画を実行するため、資金の流動性確保と財務体質の向上に努めていく所存です。

c. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、ROE(株主資本利益率)と売上総利益を重要な指標として位置付けております。

当連結会計年度におけるROEは20.1%(前期比1.3%増)、売上総利益は3,945百万円(前期比33.2%増)となりました。引き続きこれらの指標の向上に取り組んでまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

## (1) 事業提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年1月31日	2006年2月1日～2009年1月31日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携
当社	ハイスピードコーポレーション株式会社	愛媛県松山市	ビジネスモデルパッケージ	2008年7月1日	2008年7月1日～2009年6月30日 以降1年毎の更新	HySPEED工法に関する業務委託契約(注)1
当社	アクロスインダストリー株式会社	東京都中央区	経営効率化パッケージ	2011年4月1日	2011年4月1日～2013年3月31日 以降1年毎の更新	ビルド・マスターに関する業務提携
当社	株式会社日本MLS開発(注)2	福岡市博多区	経営効率化パッケージ	2011年4月26日	2011年4月1日～2013年3月31日 以降1年毎の更新	エージェント・マスター・サービスに関する業務提携
当社	株式会社デコス	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2012年7月26日	2012年7月26日～2015年7月25日 以降1年毎の更新	デコスドライ工法に関する業務提携
当社	株式会社ネイブレイン	愛知県岡崎市	ビジネスモデルパッケージ	2014年7月11日	2014年7月11日～2015年7月10日 以降1年毎の更新	トチスマ・ショップ事業に関する業務提携
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2018年1月5日	2018年1月5日～2019年1月4日 以降1年毎の更新	地方創生まちづくりネットワーク事業に関する業務提携
当社	有限会社グラスハウス	香川県高松市	その他	2019年1月15日	2019年1月15日～2020年1月14日 以降1年毎の更新	ガーデンズ事業に関する業務提携

- (注) 1. HySPEED工法の特許権に関して、当社に対して独占的通常実施権を設定する合意書を、2013年2月7日に締結しております。
2. 契約締結時における相手先の名称は「株式会社大好産業」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、株式会社日本MLS開発に地位承継されております。

## (2) 販売代理契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年4月13日	2006年4月13日～2007年4月12日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携

## (3) 合併会社の設立及び事業譲受

当社は、2018年7月17日開催の取締役会において、株式会社ロジック(以下「ロジック社」という。)との合併会社である株式会社LHアーキテクチャ(以下「LHアーキテクチャ」という。)の設立及びロジック社とLHアーキテクチャ間の吸収分割を決議いたしました。なお、LHアーキテクチャは当社の連結子会社となります。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」をご参照ください。

## (4) 会社分割(簡易新設分割)

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、当社のアフターメンテナンス事業を会社分割(簡易新設分割)し、新設する株式会社家価値サポート(以下「家価値サポート」という。)に承継させるとともに、当社の子会社とすることを決議いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 関連当事者情報 (重要な後発事象)」をご参照ください。

## 5【研究開発活動】

当社グループは、住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、ハイアス総研プロジェクトを主体に、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を有しております。

当社グループにおける研究開発活動は、ハイアス総研プロジェクトの属する事業開発部門が業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、事業開発部門が単独で活動するのではなく、企画・開発・パッケージ化するまでの全過程において、顧客企業と直接接する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、商品化を進めております。

当連結会計年度における研究開発費の金額につきましては、当社グループの研究開発活動が事業開発部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。



## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は547百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

## (1) コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社において「R+house」のモデルハウス建築及び用地取得や増床工事、ソフトウェア開発、株式会社K-コンサルティングにおいて本社移転工事等として、総額448百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

## (2) 建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社LHアーキテクチャにおいて大分県大分市の住宅総合展示場への「R+house」の出展、SUNRISE株式会社においてショールーム等として、総額97百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

## (1) 提出会社

2019年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	事務所設 備等	138,698	16,605	62,133	-	16,633	94,974	329,045	134 (27)
本社 (茨城県守 谷市ほか)		モデルハ ウス	187,244	-	2,300	104,940 (1,008㎡)	-	-	294,484	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は171,679千円であります。  
4. 従業員の( )は、臨時雇用者数を外書しております。  
5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
6. リース資産は、無形固定資産分を含めております。

## (2) 国内子会社

2019年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン ト名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 a n s	a n s 熊 本東店 (熊本県 熊本市中 央区) (注)3	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	1,860	132	222	-	-	2,215	5 (0)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウエア	その他	合計	
株式会社 ans	ans熊 本南店 (熊本県 熊本市南 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	3,566	389	234	-	-	4,190	4 (2)
株式会社 ans	ans荒 尾店 (熊本県 荒尾市)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	7,267	-	325	-	-	7,592	1
株式会社 ans	ans浜 松店 (静岡県 浜松市東 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	15,298	1,183	347	-	-	16,829	4 (1)
一般社団 法人住宅 不動産資 産価値保 全保証協 会	本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	ソフト ウエア	-	-	-	8,609	-	8,609	-
株式会社 K-コンサル ティング	本社 (千葉県 柏市)	コンサル ティング 事業	事務所 設備等	27,232	1,017	4,311	-	-	32,561	2 (1)
株式会社 ウェルハ ウジング	本社 (茨城県 守谷市)	建築施工 事業	モデル ハウス 事務所 設備等	39,906	785	4,149	1,162	517	46,521	10 (4)
株式会社 LHアーキ テクチャ	成田店 (千葉県 成田市)	建築施工 事業	事務所 設備等	5,050	550	-	-	-	5,600	5 (1)
株式会社 LHアーキ テクチャ	大分店 (大分県 大分市)	建築施工 事業	モデル ハウス 等	48,236	-	-	-	855	49,092	4 (1)
SUNRISE 株式会社	本社 (長野県 松本市)	建築施工 事業	ショー ルーム 事務所 設備等	20,286	162	-	-	-	20,448	3

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 提出会社から貸与中の建物及び構築物1,815千円、工具、器具及び備品280千円を含んでおります。

4. 従業員の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	基幹システム	30,000	15,400	増資資金	2018年 6月	未定	(注) 2
			新商材開発に 係るソフトウ エア	50,000	43,346	自己資金 及び 増資資金	2018年 1月	未定	(注) 2
株式会社 ans	新店舗 (熊本県 荒尾市 他)	コンサル ティング 事業	店舗設備他	107,000	31,934	増資資金 及び 自己資金	2017年 11月	未定	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	66,960,000
計	66,960,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,318,700	23,325,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	23,318,700	23,325,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第4回新株予約権（取締役及び従業員分）

決議年月日	2013年4月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社従業員 26
新株予約権の数（個）	466（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 838,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	84（注）2
新株予約権の行使期間	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2019年4月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年6月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では1,800株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第5回新株予約権

決議年月日	2015年12月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 78
新株予約権の数(個)	38,900 [ 38,200 ] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 350,100 [ 343,800 ] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では9株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

## 4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第9回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員 130 当社子会社の取締役及び従業員 35
新株予約権の数(個)	2,030
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 203,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	291
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291 資本組入額 146
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

提出日の前月末(2019年6月30日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の

割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができますものとする。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### （1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### （2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### （3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

#### （4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

#### （5） 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

#### （6） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

#### （7） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### （8） その他新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。



- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 第10回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員 63 当社子会社の取締役及び従業員 20
新株予約権の数(個)	10,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,040,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	291
新株予約権の行使期間	自 2019年6月13日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291 資本組入額 146
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

提出日の前月末(2019年6月30日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
（注）4に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年9月14日
新株予約権の数(個)	6,597
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 659,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2018年10月9日 至 2020年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式919,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、(注)1(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額((注)2(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)4(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、468円(2018年9月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値と同額)とする。

## 3. 行使価額の修正

新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」とは、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注)4(2)に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)4(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)4(4)に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注)4(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)4(2)乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)4(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注)4(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)4(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注)4(2)の規定にかかわらず、(注)4(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社は、第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。
7. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。
8. 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。

## 第7回新株予約権

決議年月日	2018年9月14日
新株予約権の数(個)	4,733
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 473,300
新株予約権の行使時の払込金額(円) 条件	(注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2018年10月9日 至 2020年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式473,300株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、(注) 1(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注) 4の規定に従って行使価額（(注) 2(2)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 4 に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注) 4(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注) 4(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、845円（2018年 9 月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値と同額）とする。

## 3. 行使価額の修正

当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第 2 項及び第167条第 2 項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

「下限行使価額」とは、2018年 9 月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注) 4(2)に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)4(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)4(4)に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)4(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)4(2)乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)4(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注)4(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) (注)4(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) (注)4(2)の規定にかかわらず、(注)4(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社は、第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。
7. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。
8. 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。

#### 第8回新株予約権

決議年月日	2018年9月14日
新株予約権の数(個)	1,610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 161,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2018年10月9日 至 2020年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式161,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、(注)1(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に依りて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額((注)2(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。



$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)4(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,242円(2018年9月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値と同額)とする。

## 3. 行使価額の修正

当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

「下限行使価額」とは、2018年9月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注)4(2)に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)4(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)4(4) に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)4(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)4(2) 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)4(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注)4(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) (注)4(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) (注)4(2)の規定にかかわらず、(注)4(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社は、第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。

7. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。
8. 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年8月12日 (注)1	普通株式 95	普通株式 6,110 甲種類株式 106	4,750	104,750	4,750	4,750
2015年1月8日 (注)2	普通株式 1,215,890 甲種類株式 211,935	普通株式 1,222,000 甲種類株式 213,000		104,750		4,750
2015年1月9日 (注)3	普通株式 380,000	普通株式 1,602,000 甲種類株式 213,000	9,500	114,250	9,500	114,250
2015年12月14日 (注)4	普通株式 259,500 甲種類株式 213,000	普通株式 1,861,500		114,250		14,250
2016年4月4日 (注)5	普通株式 430,600	普通株式 2,292,100	188,172	302,422	188,172	202,422
2016年4月25日 (注)6	普通株式 70,000	普通株式 2,362,100	30,590	333,012	30,590	233,012
2016年4月30日 (注)3	普通株式 20,000	普通株式 2,382,100	6,000	339,012	6,000	239,012
2016年5月1日 ~2017年4月30日 (注)3	普通株式 100,000	普通株式 2,482,100	17,100	356,112	17,100	256,112
2017年5月1日 (注)7	普通株式 4,964,200	普通株式 7,446,300		356,112		256,112
2017年5月2日 ~2018年2月28日 (注)3	普通株式 48,600	普通株式 7,494,900	5,577	361,689	5,577	261,689
2018年3月1日 (注)7	普通株式 14,989,800	普通株式 22,484,700		361,689		261,689
2018年3月2日 ~2018年4月30日 (注)3	普通株式 99,000	普通株式 22,583,700	3,150	364,839	3,150	264,839
2018年5月1日 ~2019年4月30日 (注)3	普通株式 735,000	普通株式 23,318,700	67,581	432,420	67,581	332,420

(注)1. 有償第三者割当増資95株であり、発行価格は100,000円、資本組入額は50,000円、割当先はハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会であります。

2. 株式分割(1:200)によるものであります。

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。

5. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 950円  
 引受価額 874円  
 資本組入額 437円  
 払込金総額 376,344千円

6. 有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 950円  
 引受価額 874円  
 資本組入額 437円  
 払込金総額 61,180千円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

7. 株式分割（1：3）によるものであります。

8. 2019年5月1日から2019年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,300株、資本金が264千円及び資本準備金が264千円増加しております。

（5）【所有者別状況】

2019年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	26	66	20	11	4,099	4,226	-
所有株式数（単元）	-	9,271	4,816	46,821	6,368	56	165,840	233,172	1,500
所有株式数の割合（％）	-	3.976	2.065	20.080	2.731	0.024	71.123	100.000	-

（注）1. 自己株式172株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に72株含まれております。

2. 「金融機関」には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有している当社株式446単元が含まれております。なお、当該株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

## (6)【大株主の状況】

2019年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
瀧村聖一	滋賀県大津市	2,204,208	9.45
柿内和徳	東京都新宿区	1,423,741	6.11
川瀬太志	滋賀県大津市	1,229,906	5.27
株式会社HAMAMURA HD	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	1,200,000	5.15
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町三丁目7番1号	1,197,000	5.13
大津和行	埼玉県さいたま市緑区	1,079,359	4.63
東新住建株式会社	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番18号	720,000	3.09
ハイアス・アンド・カンパニー 株式会社従業員持株会	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	669,600	2.87
中山史章	東京都新宿区	608,906	2.61
山本嘉人	島根県松江市	458,000	1.96
計	-	10,790,720	46.28

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式331,400株は含まれておりません。

3. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

4. 株式会社HAMAMURA HDは、当社代表取締役瀧村聖一の資産管理会社であります。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2019年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,317,100	233,171	-
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	普通株式 23,318,700	-	-
総株主の議決権	-	233,171	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式給交付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有している当社株式446,000株が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式72株が含まれております。

## 【自己株式等】

2019年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ハイアス・アンド・カンパ ニー株式会社	東京都品川区上大崎 二丁目24番9号	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

- (注) 自己名義所有株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式331,400株を含めておりません。

( 8 ) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1 役員向け株式報酬制度

概要

当社は、当社の取締役及び監査役（以下「取締役等」という。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含む。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役等に対して、当社が定める役員株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。

取締役等に交付する予定の株式の総数

114,600株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した取締役等が対象であります。

2 従業員向け株式報酬制度

概要

当社は、当社従業員並びに当社会社取締役及び従業員（以下「従業員等」という。）が、株価及び業績向上への関心を高め、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与すること目的として、従業員等に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員等に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。

従業員等に交付する予定の株式の総数

331,400株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した従業員等が対象であります。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	43	14,233
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	172	-	172	-

(注) 1. 保有自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する株式数は含まれておりません。

2. 当期間における取得自己株式には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当性向30%を目安として、配当を実施しております。

株主への利益還元の機会を充実させるため、年2回の配当を実施する方針であります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金については、中間配当は1株当たり1.7円、期末配当は1株当たり1.7円を実施することとなりました。この結果、当期の連結配当性向は、32.7%となります。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2018年12月14日 取締役会決議	39,005	1.70
2019年7月30日 定時株主総会決議	39,641	1.70

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標としております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図ると共に健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

## ( ) 会社の機関の内容

## a. 取締役会

当社取締役会は10名の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

## b. 常務会

経営に関する重要事項を協議する場として、常務会を設置しております。常務会は、代表取締役社長、取締役常務執行役員及び常勤監査役、その他代表取締役社長が必要とする者により構成されており、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び事業運営に関わる事項について協議しております。

## c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役(非常勤)2名の計3名によって構成され、常勤監査役が子会社のうち7社の監査役を兼任しております。監査役は取締役会に出席すると共に、業務監査、取締役会以外の各種会議へも出席、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

## d. 内部監査室

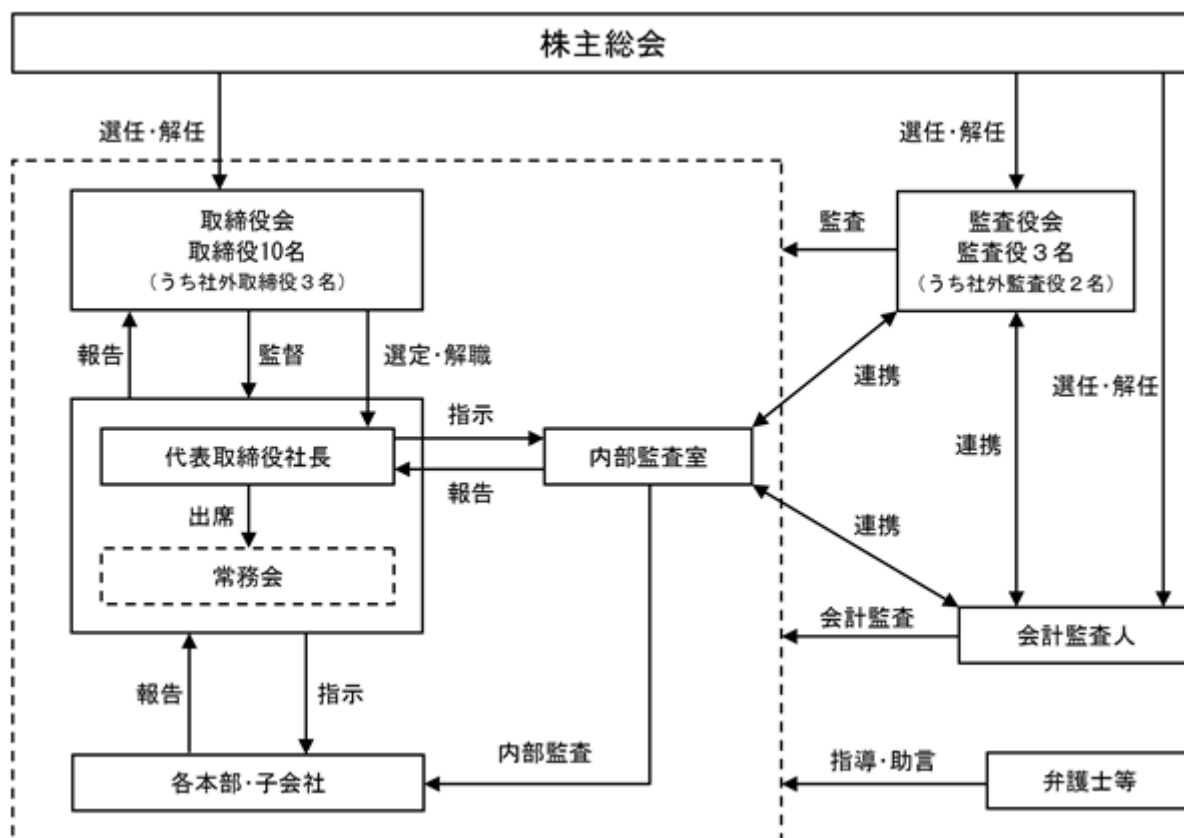
代表取締役社長直属の内部監査室が、当社グループ全体を対象として監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

## e. 機関の構成員等

役職	氏名	取締役会	常務会	監査役会
代表取締役	濱村 聖一			
取締役	川瀬 太志			
取締役	柿内 和徳			
取締役	西野 敦雄			
取締役	中山 史章			
取締役	福島 宏人			
取締役	鶴飼 達郎			
社外取締役	荻原 俊彦			
社外取締役	赤井 厚雄			
社外取締役	森田 正康			
常勤監査役	大津 和行			
社外監査役	山本 泰功			
社外監査役	坂田 真吾			

(注) 各機関の長に該当する者には を付けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



( ) 当該体制を採用する理由

当社は、経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。それぞれ会社経営、行政書士、弁護士としての幅広い知見と経験を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行について監督しております。

( ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築・運用しております。

また、内部統制が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直属の内部監査室による内部監査を実施すると共に、監査役会、会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に対応する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - ロ. リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。
  - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - ニ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ロ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
  - ハ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。
  - ニ. 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - ロ. グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
  - ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- j. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - ロ. 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

( ) リスク管理体制の整備の状況

当社では、外部環境、天災・火災、取引先の倒産、情報の漏えい、システム障害、訴訟、サービスの品質等様々な事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機を解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議の要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

( 2 ) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 千株 )
代表取締役社長	濱村 聖一	1961年11月22日生	1982年 4月 日本電池株式会社 ( 現 株式会社GSユアサ ) 入社 1983年 6月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社エル・シー・エーホールディングス ) 入社 1995年 5月 同社取締役就任 2001年 5月 同社常務取締役就任 2003年 5月 株式会社エス・アイ・リンク代表取締役社長就任 2004年 5月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション代表取締役社長就任 2005年 3月 当社設立 代表取締役社長就任 ( 現任 )	( 注 ) 1	3,404 ( 注6 )
取締役 常務執行役員 事業開発本部長	川瀬 太志	1967年 8月10日生	1990年 4月 株式会社大和銀行 ( 現 株式会社りそな銀行 ) 入行 2000年 5月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社エル・シー・エーホールディングス ) 入社 2003年11月 株式会社ルネス・インターナショナル取締役就任 2004年 4月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション取締役就任 2005年 3月 当社設立 取締役就任 2012年12月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長就任 ( 現任 ) 2013年 1月 株式会社 a n s 代表取締役就任 ( 現任 ) 2018年 3月 ハイアス・プロパティマネジメント株式会社代表取締役就任 ( 現任 ) 2018年 5月 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社代表取締役就任 ( 現任 )	( 注 ) 1	1,229
取締役 常務執行役員 経営支援本部長	柿内 和徳	1969年10月 3日生	1997年 4月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社エル・シー・エーホールディングス ) 入社 2005年 3月 当社設立 取締役就任 2012年12月 当社取締役常務執行役員経営支援本部長就任 ( 現任 ) 2018年 8月 株式会社LHアーキテクチャ取締役就任 ( 現任 )	( 注 ) 1	1,423
取締役 執行役員 経営管理本部長	西野 敦雄	1972年 8月 2日生	1997年 4月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社エル・シー・エーホールディングス ) 入社 2010年 5月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社インタープライズ・コンサルティング ) 常務取締役就任 2013年 9月 当社入社 2014年 1月 当社執行役員経営管理本部長就任 2014年 7月 当社取締役執行役員経営管理本部長就任 ( 現任 )	( 注 ) 1	61



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員 経営支援本部副本部長	中山 史章	1974年3月21日生	1997年10月 日興証券株式会社(現 S M B C日興証券株式会社)入社 2001年10月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2005年3月 当社入社 2010年7月 当社取締役就任 2011年5月 当社取締役執行役員経営支援本部副本部長就任(現任) 2018年4月 株式会社アール・プラス・マテリアル取締役就任(現任) 2019年5月 株式会社家価値サポート取締役就任(現任)	(注)1	608
取締役 執行役員	福島 宏人	1980年3月21日生	2003年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2005年3月 当社入社 2012年4月 当社執行役員就任 2016年7月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)1	418
取締役 執行役員	鵜飼 達郎	1973年12月25日生	1996年4月 株式会社熊谷組入社 2000年10月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2009年7月 当社入社 2011年11月 当社執行役員就任 2013年1月 株式会社ans取締役就任(現任) 2015年1月 株式会社HCマテリアル監査役就任(現任) 2017年1月 株式会社アール・プラス・マテリアル取締役就任(現任) 2017年7月 当社取締役執行役員就任(現任) 2018年5月 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社取締役就任(現任) 2019年5月 株式会社家価値サポート取締役就任(現任)	(注)1	59
取締役	荻原 俊彦	1963年3月14日生	1986年4月 株式会社大信販(現 株式会社アプラスフィナンシャル)入社 1992年10月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2005年10月 荻原総合事務所代表 2006年2月 当社監査役就任 行政書士荻原俊彦事務所(現 行政書士荻原総合事務所)代表就任(現任) 2007年1月 合同会社荻原総合事務所代表社員就任(現任) 2012年7月 当社取締役就任(現任)	(注)1	71

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	赤井 厚雄	1963年11月24日生	1987年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 1992年5月 Kidder, Peabody & Co. 入社 1994年5月 モルガン・スタンレー証券会社(現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)入社 2008年10月 早稲田大学研究院客員教授(現任) 2010年11月 ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役就任 2013年6月 ミュージックセキュリティーズ株式会社取締役就任 2014年6月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事就任(現任) 2014年7月 当社取締役就任(現任) 2014年8月 一般社団法人住宅不動産取引支援機構代表理事就任(現任) 2015年2月 株式会社ナウキャスト取締役就任 2016年8月 株式会社ナウキャスト取締役会長就任(現任) 2017年3月 株式会社スマートプラス常勤監査役就任(現任)	(注)1	6
取締役	森田 正康	1976年1月14日生	2006年12月 株式会社ヒトメディア代表取締役就任(現任) 2011年12月 株式会社トランネット代表取締役就任(現任) 2014年4月 Classi株式会社取締役就任(現任) 2014年12月 株式会社エゴラブルアジア監査役就任(現任) 2015年5月 株式会社ヒトキインキュベーター代表取締役就任(現任) 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS取締役就任(現任) 2015年9月 English Central Inc.取締役就任(現任) 株式会社オープンエイト取締役就任(現任) 2016年7月 当社取締役就任(現任) 2017年9月 株式会社まぐまぐ監査役就任(現任) 2019年1月 株式会社アルビレックス新潟取締役就任(現任)	(注)1	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	大津 和行	1961年10月4日生	1985年4月 株式会社早稲田経営学院(現 T A C 株式会社)入社 1990年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2001年6月 株式会社ルネス・インターナショナル取締役就任 2004年4月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション取締役就任 2005年3月 当社設立 取締役就任 2012年7月 当社常勤監査役就任(現任) 2013年1月 株式会社 a n s 監査役就任(現任) 2016年9月 株式会社K-コンサルティング監査役就任(現任) 2017年3月 株式会社ウェルハウジング監査役就任(現任) 2018年8月 株式会社LHアーキテクチャ監査役就任(現任) 2018年11月 SUNRISE株式会社監査役就任(現任) 一般財団法人高性能住宅総合保証監事就任(現任) 2019年1月 GARDENS GARDEN株式会社監査役就任(現任) 2019年5月 株式会社家価値サポート監査役就任(現任)	(注)2	1,079
監査役	山本 泰功	1961年4月14日生	1985年4月 高木証券株式会社入社 1987年10月 クレディ・スイス銀行大阪駐在員事務所入行 1997年4月 リンク・インベストメント株式会社入社 2000年6月 同社取締役就任 株式会社ブイエルリース取締役就任 北洋インベストメント株式会社取締役就任 2002年12月 リンク・インベストメント株式会社代表取締役就任 株式会社ブイエルリース代表取締役就任 2005年6月 有限会社ウイングスコンサルティング代表取締役就任(現任) 2006年4月 L C A 大学院大学准教授就任 2006年6月 イーディーコントライブ株式会社取締役就任 2009年7月 当社監査役就任(現任) 2010年9月 プール学院大学(現 桃山学院教育大学)非常勤講師(現任)	(注)2	18
監査役	坂田 真吾	1977年1月23日生	2004年10月 本間合同法律事務所入所 2009年7月 国税庁・国税不服審判所出向 2013年7月 本間合同法律事務所復職(現任) 2014年11月 当社監査役就任(現任)	(注)2	9
計					8,393

(注)1. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、2年間であります。

2. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、4年間であります。

3. 取締役荻原俊彦、赤井厚雄及び森田正康は、社外取締役であります。

4. 監査役山本泰功及び坂田真吾は、社外監査役であります。

5. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

6. 代表取締役瀧村聖一の所有株式数には、同氏の資産管理会社であります株式会社HAMAMURA HDが所有する株式数を含めております。

7. 当社では、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は13名で、上記取締役兼任の執行役員6名のほか、塩崎健太、加藤尊彦、谷原弘堂、塩味隆行、矢部智仁、北島英雅、高地可奈子で構成されております。

#### 社外役員の状況

##### ( ) 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との関係

当社は、取締役10名のうち3名を社外取締役に、監査役3名のうち2名を社外監査役にすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役の荻原俊彦は、当社株式69,000株及び新株予約権25個(45,000株)を保有しております。その他には当社と社外取締役荻原俊彦の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の赤井厚雄は、当社新株予約権5,000個(45,000株)を保有しております。その他には当社と社外取締役赤井厚雄の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、赤井厚雄は当社の連結子会社である一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事に就任しております。

社外取締役の森田正康は、当社株式を保有しておりません。その他には当社と社外取締役森田正康の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の山本泰功は、当社株式18,000株を保有しております。その他には当社と社外監査役山本泰功の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の坂田真吾は、当社株式9,000株を保有しております。その他には当社と社外監査役坂田真吾の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありませんが、坂田真吾の所属する本間合同法律事務所と当社は顧問弁護士契約を締結しております。

##### ( ) 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として定めており、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

なお、現在当社が選任している独立役員については、当該基準に該当する者はおらず、十分な独立性が確保されているものと考えております。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)に過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己または他社の名義をもって議決権ベースで10%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当社グループの主要な取引先
  - (2) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者が上記1から7までのいずれかの重要な者に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会へ出席するほか、内部監査、監査役監査及び会計監査の監査状況等について、必要に応じて意見の交換を行うといった相互連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、当社業務に精通した者を常勤監査役に選任しているほか、社外監査役2名いずれも経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役及び各部門の業務執行につき監査を行っております。

## 内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われているかを検証、評価及び助言することにより、当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長に報告すると共に、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

また、内部監査室と常勤監査役は、適宜ミーティングを開催しており、それぞれの立場からの問題意識の共有や、監査に関する情報交換を行うことにより、監査の効率性及び実効性を確保に努めております。

会計監査人との連携状況に関しては、内部監査室と常勤監査役は、会計監査人との三者間で適宜意見交換を行い、連携を保ち情報共有を図ることで相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化、実効性の確保に努めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## b. 業務を執行した公認会計士

富永 貴雄  
木村 純一

## c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等4名、その他1名であります。

## d. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は当社の事業特性及び事業規模を踏まえて、有限責任 あずさ監査法人の監査実績及び監査費用が当社に適していること、品質管理体制及び独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したため選定いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、外部会計監査人候補の評価に関し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日改正 公益社団法人日本監査役協会）に準拠し、会計監査人の評価基準、選定基準を定め、その基準に基づき評価を行っております。監査役会は、外部会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、評価の結果、問題はないものと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,300	-	27,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,300	-	27,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議した上で、当社グループの規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬は、固定報酬と業績連動型株式報酬制度「株式交付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」）により構成されております。

当社の取締役の報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されており、定時株主総会後の取締役会において、当期の各取締役に対する報酬額を当該報酬限度額の範囲内で各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することを、代表取締役社長 瀧村聖一に一任しております。

当社の監査役の報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定することとしております。

なお、業績連動型株式報酬については、役員株式交付規程に基づき、各役員に対し、役位及び業績目標の達成度に応じて、連結会計年度ごとに以下の、のポイントを付与し、毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付することとしております。

- ・業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント
- ・業績連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイントに評価対象となる連結会計年度の達成度から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

業績連動型株式報酬制度については、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含みます。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、導入しております。

当連結会計年度の業績連動型株式報酬のうち業績連動部分に係る指標は、对外発表の業績予想における連結経常利益の達成度であり、87.3%となっております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		固定報酬	賞与	株式交付信託	
取締役（社外取締役を除く）	172,765	157,498	-	15,267	7
監査役（社外監査役を除く）	10,942	10,200	-	742	1
社外役員	27,673	24,560	-	3,113	5

## 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点で企業価値向上に資する株式を保有しております。株式を保有する際には取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	40,000
非上場株式以外の株式	-	-

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、監査法人等の行う研修への参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	751,751	1,188,227
受取手形及び売掛金	336,400	557,729
商品	43,312	82,531
販売用不動産	10,188	157,199
前渡金	39,423	49,905
その他	122,134	154,012
貸倒引当金	3,390	6,306
流動資産合計	1,299,820	2,183,300
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	188,240	480,897
機械及び装置(純額)	21,207	16,605
工具、器具及び備品(純額)	36,562	70,174
土地	84,300	104,940
リース資産(純額)	10,147	13,132
建設仮勘定	62,523	11,250
その他(純額)	1,341	1,373
有形固定資産合計	1,404,323	1,698,374
無形固定資産		
のれん	503,500	439,987
ソフトウェア	56,567	107,941
その他	27,823	92,094
無形固定資産合計	587,890	640,023
投資その他の資産		
投資有価証券	40,000	42,000
敷金及び保証金	114,279	170,085
繰延税金資産	35,640	59,345
その他	98,326	121,135
貸倒引当金	39,994	49,583
投資その他の資産合計	248,251	342,983
固定資産合計	1,240,464	1,681,381
資産合計	2,540,285	3,864,681

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	223,302	349,816
短期借入金	2 200,000	2 620,000
1年内返済予定の長期借入金	101,668	135,004
リース債務	3,817	8,577
未払金	153,145	208,714
未払法人税等	89,837	147,022
前受金	183,807	360,517
賞与引当金	2,805	7,925
その他	133,705	240,171
流動負債合計	1,092,088	2,077,749
固定負債		
長期借入金	403,193	359,855
リース債務	11,661	24,303
役員株式給付引当金	-	19,123
株式給付引当金	-	33,757
その他	2,255	1,901
固定負債合計	417,110	438,939
負債合計	1,509,198	2,516,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	364,839	432,420
資本剰余金	298,816	368,804
利益剰余金	652,315	817,696
自己株式	299,525	299,539
株主資本合計	1,016,445	1,319,381
新株予約権	-	1,456
非支配株主持分	14,641	27,155
純資産合計	1,031,086	1,347,992
負債純資産合計	2,540,285	3,864,681

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
売上高	4,660,995	6,099,730
売上原価	1,699,224	2,154,692
売上総利益	2,961,771	3,945,037
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,595,993	<sup>1</sup> 3,518,659
営業利益	365,777	426,377
営業外収益		
受取利息	8	8
助成金収入	836	1,300
業務受託料	273	-
受取遅延損害金	521	-
受取保険料	-	476
その他	951	1,215
営業外収益合計	2,591	3,000
営業外費用		
支払利息	842	4,870
市場変更関連費用	4,000	-
その他	443	475
営業外費用合計	5,286	5,346
経常利益	363,082	424,032
特別利益		
負ののれん発生益	-	3,181
特別利益合計	-	3,181
特別損失		
固定資産除却損	-	<sup>2</sup> 3,937
減損損失	-	<sup>3</sup> 15,800
特別損失合計	-	19,737
税金等調整前当期純利益	363,082	407,476
法人税、住民税及び事業税	136,431	195,836
法人税等調整額	3,837	23,704
法人税等合計	132,594	172,132
当期純利益	230,488	235,343
非支配株主に帰属する当期純利益	29,525	920
親会社株主に帰属する当期純利益	200,963	234,423

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
当期純利益	<u>230,488</u>	<u>235,343</u>
その他の包括利益	-	-
包括利益	<u>230,488</u>	<u>235,343</u>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	<u>200,963</u>	<u>234,423</u>
非支配株主に係る包括利益	<u>29,525</u>	<u>920</u>

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	356,112	285,710	481,220	-	1,123,044	32,594	1,155,638
当期変動額							
新株の発行	8,727	8,727			17,454		17,454
剰余金の配当			29,869		29,869		29,869
親会社株主に帰属する当期純利益			200,963		200,963		200,963
自己株式の取得				299,525	299,525		299,525
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4,378			4,378		4,378
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						17,953	17,953
当期変動額合計	8,727	13,105	171,094	299,525	106,598	17,953	124,551
当期末残高	364,839	298,816	652,315	299,525	1,016,445	14,641	1,031,086

当連結会計年度（自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	364,839	298,816	652,315	299,525	1,016,445
当期変動額					
新株の発行	67,581	67,581			135,162
剰余金の配当			69,041		69,041
親会社株主に帰属する当期純利益			234,423		234,423
自己株式の取得				14	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,407			2,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	67,581	69,988	165,381	14	302,936
当期末残高	432,420	368,804	817,696	299,539	1,319,381

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	14,641	1,031,086
当期変動額			
新株の発行			135,162
剰余金の配当			69,041
親会社株主に帰属する当期純利益			234,423
自己株式の取得			14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			2,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,456	12,513	13,969
当期変動額合計	1,456	12,513	316,905
当期末残高	1,456	27,155	1,347,992

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	363,082	407,476
減価償却費	54,880	117,944
のれん償却額	26,499	112,536
減損損失	-	15,800
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,862	12,504
賞与引当金の増減額(は減少)	1,070	4,372
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	19,123
株式給付引当金の増減額(は減少)	-	33,757
受取利息	8	8
支払利息	842	4,870
負ののれん発生益	-	3,181
固定資産除却損	-	3,937
売上債権の増減額(は増加)	98,270	221,329
たな卸資産の増減額(は増加)	22,433	15,941
販売用不動産の増減額(は増加)	10,188	147,011
前払費用の増減額(は増加)	37,108	41,252
長期前払費用の増減額(は増加)	33,382	6,900
仕入債務の増減額(は減少)	39,360	119,791
前渡金の増減額(は増加)	6,970	7,597
前受金の増減額(は減少)	45,262	162,621
未払金の増減額(は減少)	38,222	45,653
未払消費税等の増減額(は減少)	18,595	86,204
その他	16,724	21,623
小計	250,679	724,993
利息及び配当金の受取額	8	8
利息の支払額	1,109	4,873
法人税等の支払額	132,442	143,262
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,135	576,865
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	268,184	384,077
無形固定資産の取得による支出	73,039	130,851
事業譲受による支出	530,000	49,221
投資有価証券の取得による支出	40,000	-
敷金及び保証金の回収による収入	8	1,200
敷金及び保証金の差入による支出	10,986	62,121
保険積立金の積立による支出	4,810	4,810
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	4,174
その他	80	1,010
投資活動によるキャッシュ・フロー	926,932	626,718
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	420,000
長期借入れによる収入	505,000	100,000
長期借入金の返済による支出	14,051	110,002
株式の発行による収入	17,454	134,782
非支配株主からの払込みによる収入	4,900	14,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	48,000	-
自己株式の取得による支出	299,525	14
配当金の支払額	29,678	68,301
新株予約権の発行による収入	-	1,835
その他	4,163	5,970
財務活動によるキャッシュ・フロー	331,935	486,329
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	477,861	436,475
現金及び現金同等物の期首残高	1,226,008	748,147
現金及び現金同等物の期末残高	748,147	1,184,622

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 11社

株式会社 a n s  
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会  
株式会社K-コンサルティング  
株式会社アール・プラス・マテリアル  
株式会社ウェルハウジング  
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社  
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社  
株式会社LHアーキテクチャ  
SUNRISE株式会社  
株式会社HCマテリアル  
GARDENS GARDEN株式会社

当連結会計年度において、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、GARDENS GARDEN株式会社を新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。また、株式会社HCマテリアルについては株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券  
その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～22年

機械及び装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金



従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「販売用不動産」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた10,188千円は、「販売用不動産」として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた18,471千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,640千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「たな卸資産の増減額(は増加)」に含めていた「販売用不動産の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「たな卸資産の増減額(は増加)」に表示していた32,622千円は、「たな卸資産の増減額(は増加)」22,433千円、「販売用不動産の増減額(は増加)」10,188千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払消費税等の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた35,320千円は、「未払消費税等の増減額(は減少)」18,595千円、「その他」16,724千円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 役員向け株式交付信託について

当社は、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式を取引市場で売却した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度79,870千円、114,600株、当連結会計年度79,870千円、114,600株であります。

(2) 従業員向け株式交付信託について

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度219,602千円、331,400株、当連結会計年度219,602千円、331,400株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	80,217千円	162,082千円

2 当社及び連結子会社(株式会社ans及び株式会社K-コンサルティング)においては、運転資金の効率的な調達及び不動産の買取販売に関する資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	400,000千円	1,650,000千円
借入実行残高	200,000	620,000
差引額	200,000	1,030,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
給料手当及び賞与	659,258千円	887,039千円
賞与引当金繰入額	2,805	7,925
役員株式給付引当金繰入額	-	19,123
株式給付引当金繰入額	-	33,757
旅費交通費	309,464	350,536
広告宣伝費	368,029	390,360
貸倒引当金繰入額	3,983	12,744

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
建物及び構築物	- 千円	3,937千円

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
本社(東京都品川区)	自社利用	ソフトウェア仮勘定	15,800千円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の単位ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、資産計上された自社利用ソフトウェアの開発中止に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15,800千円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は正味売却価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	2,482,100	20,101,600	-	22,583,700
合計	2,482,100	20,101,600	-	22,583,700
自己株式				
普通株式(株)	-	446,129	-	446,129
合計	-	446,129	-	446,129

- (注) 1. 当社は、2017年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加20,101,600株は、株式分割による増加19,954,000株、新株予約権の権利行使による増加147,600株であります。
3. 普通株式の自己株式数の増加446,129株は、単元未満株式の買取りによる増加43株、株式分割による増加86株、株式交付信託の取得による増加446,000株であります。
4. 当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式331,400株が含まれております。

- 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年12月14日 取締役会	普通株式	29,869	4.0	2017年10月31日	2018年1月22日

(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月30日 定時株主総会	普通株式	30,036	利益剰余金	1.33	2018年4月30日	2018年7月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金593千円が含まれております。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	22,583,700	735,000	-	23,318,700
合計	22,583,700	735,000	-	23,318,700
自己株式				
普通株式（株）	446,129	43	-	446,172
合計	446,129	43	-	446,172

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加735,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。  
2. 普通株式の自己株式数の増加43株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式331,400株が含まれております。

## 2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第6回新株予約権	普通株式	-	919,500	259,800	659,700	963
	第7回新株予約権	普通株式	-	473,300	-	473,300	383
	第8回新株予約権	普通株式	-	161,000	-	161,000	109
合計			-	1,553,800	259,800	1,294,000	1,456

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

- 第6回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。  
第6回新株予約権の減少は、新株予約権の権利行使によるものです。  
第7回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。  
第8回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年7月30日 定時株主総会	普通株式	30,036	1.33	2018年4月30日	2018年7月31日
2018年12月14日 取締役会	普通株式	39,005	1.70	2018年10月31日	2019年1月21日

(注) 2018年7月30日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金593千円が含まれております。

2018年12月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年7月30日 定時株主総会	普通株式	39,641	利益剰余金	1.70	2019年4月30日	2019年7月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
現金及び預金勘定	751,751千円	1,188,227千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,604	3,604
現金及び現金同等物	748,147	1,184,622

## (リース取引関係)

## (借主側)

## 1. ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

## 有形固定資産

主として複合機とオフィス家具(「工具、器具及び備品」)であります。

## リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
1年内	103,414	86,159
1年超	34,471	64,609
合計	137,886	150,768

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（2018年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	751,751	751,751	-
(2) 受取手形及び売掛金	336,400	336,400	-
(3) 敷金及び保証金	114,279	113,937	341
資産計	1,202,431	1,202,089	341
(1) 買掛金	223,302	223,302	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	153,145	153,145	-
(4) 未払法人税等	89,837	89,837	-
(5) 長期借入金（1年内返済含む）	504,861	504,261	599
負債計	1,171,146	1,170,547	599



当連結会計年度（2019年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,188,227	1,188,227	-
(2) 受取手形及び売掛金	557,729	557,729	-
(3) 敷金及び保証金	170,085	167,224	2,861
資産計	1,916,043	1,913,181	2,861
(1) 買掛金	349,816	349,816	-
(2) 短期借入金	620,000	620,000	-
(3) 未払金	208,714	208,714	-
(4) 未払法人税等	147,022	147,022	-
(5) 長期借入金(1年内返済含む)	494,859	492,093	2,765
負債計	1,820,411	1,817,646	2,765

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 2018年4月30日	当連結会計年度 2019年4月30日
非上場株式	40,000	42,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	751,751	-	-	-
受取手形及び売掛金	336,400	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	114,279
合計	1,088,151	-	-	114,279

## 当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,188,227	-	-	-
受取手形及び売掛金	557,729	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	170,085
合計	1,745,957	-	-	170,085

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	101,668	101,668	101,525	100,000	100,000	-
合計	301,668	101,668	101,525	100,000	100,000	-

## 当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	620,000	-	-	-	-	-
長期借入金	135,004	134,861	124,994	100,000	-	-
合計	755,004	134,861	124,994	100,000	-	-

## (有価証券関係)

前連結会計年度(2018年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額40,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当連結会計年度(2019年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額42,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

## 2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,960千円、当連結会計年度5,202千円です。

## (ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員13名 社外協力者2名	当社取締役6名 当社従業員26名	当社監査役3名 社外協力者17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 666,000株	普通株式 1,260,000株	普通株式 324,000株
付与日	2009年12月14日	2013年4月16日	2013年4月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、2008年12月13日付株主総会決議および2009年12月7日付取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2012年1月1日 至 2018年11月30日	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日	自 2013年4月26日 至 2018年7月30日

	第4回 - 2新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名	当社取締役2名 当社従業員78名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 27,000株	普通株式 459,000株
付与日	2013年7月9日	2015年12月8日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。	本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任、定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
対象勤務期間	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2013年7月10日 至 2018年7月30日	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2015年1月8日付株式分割(1株につき200株の割合)、2017年5月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	108,000	999,000	171,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	108,000	160,200	162,000
失効(株)	-	-	9,000
未行使残(株)	-	838,800	-

	第4回 - 2 新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	9,000	387,900
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	9,000	36,000
失効(株)	-	1,800
未行使残(株)	-	350,100

## 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利行使価格(円)	56	84	84
行使時平均株価(円)	358	286	454
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回 - 2新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	84	84
行使時平均株価(円)	501	336
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション等の付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式評価方法はディスカウント・キャッシュフロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案した方式となっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	265,124千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	137,865千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	13,175千円	17,009千円
減損損失	-	4,837
未払事業税	7,205	10,548
フリーレント賃料	4,398	4,632
資産除去債務	2,452	4,147
役員株式給付引当金	-	5,856
株式給付引当金	-	10,632
税務上の繰越欠損金(注2)	24,962	71,192
その他	3,889	5,562
繰延税金資産小計	56,083	134,420
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	-	71,192
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	3,882
評価性引当額小計(注1)	20,442	75,074
繰延税金資産合計	35,640	59,345
繰延税金資産の純額	35,640	59,345

(注1) 評価性引当額が54,632千円増加しております。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加49,416千円、賞与引当金に係る評価性引当額の増加1,691千円、株式給付引当金に係る評価性引当額の増加1,277千円になります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	71,192	71,192
評価性引当額	-	-	-	-	-	71,192	71,192
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.89	3.02
住民税均等割等	0.42	0.58
評価性引当額	4.42	12.02
所得拡大促進税制	2.31	5.53
その他	0.48	1.53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.52	42.24

(企業結合等関係)

(事業譲受)

株式会社ロジックと株式会社LHアーキテクチャ間で2018年8月31日に吸収分割契約を締結しております。これにより、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジック社の成田地区のR+house事業を承継いたしました。

(1) 事業譲受の概要

譲受先企業の名称及びその事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社ロジック

事業内容 建築工事

事業譲受を行った主な理由

株式会社ロジックは、2010年の設立以降、九州地区を中心に、当社の展開する、アトリエ建築家とつくる高性能デザイナーズ注文住宅R+houseにおいて数多くの実績を残している会社です。今後のさらなる成長のために、九州地区以外への進出を目指しております。

一方当社は、当社グループが建築、運営主体となるモデルハウスの展開や住宅総合展示場への出展を進めております。今回の計画では、株式会社ロジックと当社が合弁会社を設立し、空きエリア( )に進出し、モデルハウスや住宅総合展示場を活用した取り組みを行います。単に空きエリアを活用するだけでなく、そこで蓄積したノウハウを会員企業にも共有することにより、R+houseブランドの認知度向上、集客数アップといった成果の早期創出、ひいてはR+house事業の成長の加速を目指します。

なお、株式会社ロジック社は先行して千葉県成田地区でR+houseの店舗をオープンしております。株式会社ロジックと株式会社LHアーキテクチャが吸収分割契約を締結し、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジックの成田地区のR+house事業を承継いたしました。

( )R+house事業では、日本全国をエリアで区切り、各エリアで会員企業が販売活動を行っております。

事業譲受日

2018年9月1日

法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2018年9月1日から2019年4月30日

(3) 事業譲受後企業の名称

変更はありません。

(4) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業取得であったため

(5) 譲受事業の取得原価

49,221千円

(6) 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

資産 18,534千円

負債 18,419千円

(7) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 2,495千円

(8) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

49,023千円

発生原因

主として株式会社ロジックが成田地区でR+house事業を展開していたことによって期待される超過収益力があります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(9) 事業譲受が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。



(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「コンサルティング事業」は、主としてビジネスモデルパッケージ、経営効率化パッケージを取り扱っております。

「建築施工事業」は、主としてR+houseの建築施工を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	コンサルティング事業	建築施工事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,596,870	64,125	4,660,995	-	4,660,995
セグメント間の内部売上高又は振替高	25,863	32,600	58,463	58,463	-
計	4,622,733	96,725	4,719,459	58,463	4,660,995
セグメント利益又は損失( )	422,332	49,279	373,052	7,275	365,777
セグメント資産	2,555,256	104,995	2,660,251	119,966	2,540,285
その他の項目					
減価償却費	52,692	2,784	55,477	596	54,880
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	858,760	50,350	909,110	10,366	898,744

- (注) 1 セグメント利益又は損失額( )の調整額 7,275千円はセグメント間取引消去額であります。  
2 セグメント資産の調整額 119,966千円はセグメント間取引消去額であります。  
3 その他の項目の減価償却費の調整額 596千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 10,366千円はセグメント間取引消去額であります。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、 3、4	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,602,540	496,995	6,099,536	193	6,099,730	-	6,099,730
セグメント間の内部 売上高又は振替高	57,371	43,833	101,204	14,400	115,604	115,604	-
計	5,659,911	540,829	6,200,741	14,593	6,215,334	115,604	6,099,730
セグメント利益又は 損失( )	582,557	151,398	431,158	1,428	432,587	6,209	426,377
セグメント資産	3,724,464	445,386	4,169,851	171,165	4,341,016	476,334	3,864,681
その他の項目							
減価償却費	105,892	12,517	118,410	285	118,695	751	117,944
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	460,637	134,121	594,758	1,678	596,437	7,809	588,628

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失額( )の調整額 6,209千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント資産の調整額 476,334千円はセグメント間取引消去額であります。

4 その他の項目の減価償却費の調整額 751千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 7,809千円はセグメント間取引消去額であります。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	コンサルティング事業			建築施工事業	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他		
外部顧客への売上高	3,671,696	590,242	334,930	64,125	4,660,995

（注）1．ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2．経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	コンサルティング事業			建築施工事業	その他	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他			
外部顧客への売上高	4,351,043	529,076	722,420	496,995	193	6,099,730

（注）1．ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2．経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
 前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）  
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング 事業	建築施工事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	15,800	-	-	-	15,800

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
 前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	26,499	-	26,499
当期末残高	503,500	-	503,500

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	105,999	6,536	112,536
当期末残高	397,500	42,487	439,987

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】  
 前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）  
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

当連結会計年度において、コンサルティング事業において3,181千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、株式会社HCマテリアルの株式を取得した際、受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったことによります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）  
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	瀧村 聖一	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 9.45 間接 5.15	-	新株予約権の行使	11,944	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2013年4月15日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
1株当たり純資産額	45.91円	57.68円
1株当たり当期純利益	8.98円	10.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8.43円	9.92円

(注) 1. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。前連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は33,305株であり、当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であります。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	200,963	234,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	200,963	234,423
普通株式の期中平均株式数(株)	22,379,573	22,518,838
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株) (うち新株予約権(株))	1,467,442 (1,467,442)	1,107,612 (1,107,612)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	2018年9月14日開催取締役会決議による第6回乃至第8回新株予約権。(第6回新株予約権の個数6,597個、第7回新株予約権の個数4,733個、第8回新株予約権の個数1,610個)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年 4月30日)	当連結会計年度 (2019年 4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,031,086	1,347,992
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) (うち新株予約権) (うち非支配株主持分)	14,641 ( - ) (14,641)	28,611 ( 1,456 ) (27,155)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,016,445	1,319,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	22,137,571	22,872,528

(重要な後発事象)

(会社分割)

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、当社のアフターメンテナンス事業を会社分割（簡易新設分割）し、新設する株式会社家価値サポート（以下「新設会社」という。）に承継させる（以下「本会社分割」という。）とともに、当社の子会社とすることを決議いたしました。本会社分割後、新設会社の株式の一部を、同事業の提携先である環境機器株式会社及び当社の顧問であり新設会社の代表取締役社長に就任予定の中林昌人に譲渡いたしました。

会社分割（新設分割）の概要

対象となった事業の名称、内容、規模

事業の名称：家価値サポート

事業の内容：戸建住宅のアフターメンテナンス事業

事業の規模：売上高 114百万円（2019年4月期）

企業結合日

2019年5月9日

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）方式

新設会社の概要

名称	株式会社家価値サポート
資産・負債及び純資産の額	資産の額 62,887千円
	負債の額 41,987千円
	純資産の額 20,899千円

実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (業績条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を以下のとおり付与することを決議いたしました。

新株予約権の募集の目的及び理由	中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。
新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳	当社の取締役、監査役及び従業員 132名 1,320個(132,000株) 当社子会社の取締役及び従業員 35名 770個(77,000株)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	209,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、291円とする。
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	61,028,000円 ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は変動する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の払込期日	2019年6月28日
新株予約権の割当日	2019年6月13日
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から2029年6月12日までとする。



<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>
--------------------	---

（株価条件付き有償新株予約権の発行）

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を以下のとおり付与することを決議いたしました。

<p>新株予約権の募集の目的及び理由</p>	<p>中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。</p>						
<p>新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>当社の取締役及び従業員</td> <td>64名</td> <td>8,219個（821,900株）</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の取締役及び従業員</td> <td>20名</td> <td>2,281個（228,100株）</td> </tr> </table>	当社の取締役及び従業員	64名	8,219個（821,900株）	当社子会社の取締役及び従業員	20名	2,281個（228,100株）
当社の取締役及び従業員	64名	8,219個（821,900株）					
当社子会社の取締役及び従業員	20名	2,281個（228,100株）					
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p>						
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1,050,000株          本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。</p>						
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。          行使価額は、291円とする。</p>						
<p>新株予約権の発行価額</p>	<p>新株予約権1個につき100円</p>						
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>306,600,000円          ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は変動する。</p>						

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の払込期日	2019年6月28日
新株予約権の割当日	2019年6月13日
新株予約権の行使期間	2019年6月13日から2029年6月12日までとする。
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>4. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>

（新株予約権の取得及び消却について）

2019年7月12日開催の取締役会において下記のとおり新株予約権の取得及び消却について決議いたしました。

1. 取得及び消却の理由

2018年10月5日に発行した行使価額修正条項付第6回新株予約権並びに行使価額修正選択権付第7回新株予約権及び第8回新株予約権（以下、各々を「第6回新株予約権」並びに「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）は、セミナールーム及び本社拡張に係る増床資金、子会社への投資資金、クラウドファンディング事業に係る不動産取得及びバリューアップ資金、M&A及び資本・業務提携に関わる投資資金として発行いたしました。当面の資金につきましては、自己資金及び金融機関との間で締結済のコミットメントライン契約及び当座貸越契約による調達を中心とした事業展開を図っていくこととし、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。

本新株予約権につきましては、これまでに2,598個（259,800株）行使され、行使による払込金額は97,890千円となっております。しかしながら、2018年12月12日以降当社株価は、本新株予約権の行使価額（第6回新株予約権：下限行使価額375円。第7回新株予約権：行使価額845円。第8回新株予約権：行使価額1,242円。）を下回っており、行使が進行しない状況が継続していたことから、本新株予約権を取得及び消却することについて検討を進めてまいりました。その結果、現在の市場環境、当社グループの今後の成長、株式の希薄化等を勘案し、今回本新株予約権の取扱いについては、残存している本新株予約権を全て取得し、消却を行うことといたしました。

なお、当社グループの事業は順調に拡大し、利益の積上げが進むとともに、2019年4月には株式会社三菱UFJ銀行と200,000千円の当座貸越契約を締結した結果、コミットメントライン契約及び当座貸越契約の総額は1,650,000千円（2019年6月末現在借入未実行残高930,000千円）となっており、資金の流動性は十分に確保されております。

## 2. 取得及び消却する新株予約権の内容

### (1) 第6回新株予約権

取得価額	新株予約権1個当たり146円(総額963,162円)
取得する新株予約権の数	6,597個
消却後に残存する数	0個
新株予約権の取得日及び消却日	2019年7月29日

### (2) 第7回新株予約権

取得価額	新株予約権1個当たり81円(総額383,373円)
取得する新株予約権の数	4,733個
消却後に残存する数	0個
新株予約権の取得日及び消却日	2019年7月29日

### (3) 第8回新株予約権

取得価額	新株予約権1個当たり68円(総額109,480円)
取得する新株予約権の数	1,610個
消却後に残存する数	0個
新株予約権の取得日及び消却日	2019年7月29日

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	620,000	0.39	
1年以内に返済予定の長期借入金	101,668	135,004	0.57	
1年以内に返済予定のリース債務	3,817	8,577	1.48	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	403,193	359,855	0.54	2021年3月～ 2023年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	11,661	24,303	1.48	2021年11月～ 2025年5月
合計	720,340	1,147,740		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	134,861	124,994	100,000	-
リース債務	8,469	7,365	5,490	2,737

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,262,220	2,751,893	4,182,186	6,099,730
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	15,635	134,121	136,577	407,476
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (千円)	3,668	65,238	42,449	234,423
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	0.17	2.93	1.89	10.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	0.17	3.08	1.00	8.40

(注) 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	497,393	649,245
受取手形	1,761	1,119
売掛金	1 309,594	1 460,832
商品	43,276	82,488
販売用不動産	-	145,303
前渡金	39,420	30,385
前払費用	53,751	91,255
関係会社短期貸付金	54,160	78,677
その他	1 59,144	1 32,583
貸倒引当金	3,390	6,199
流動資産合計	1,055,113	1,565,691
固定資産		
有形固定資産		
建物	111,604	309,528
構築物	3,061	16,414
機械及び装置	21,207	16,605
工具、器具及び備品	32,602	64,433
土地	84,300	104,940
リース資産	4,096	2,897
賃貸用固定資産	3,215	2,096
建設仮勘定	62,523	-
有形固定資産合計	322,611	516,916
無形固定資産		
のれん	503,500	397,500
商標権	3,788	4,653
リース資産	-	13,736
ソフトウェア	45,133	94,974
ソフトウェア仮勘定	23,940	63,903
無形固定資産合計	576,362	574,768
投資その他の資産		
投資有価証券	40,000	40,000
関係会社株式	121,732	162,732
関係会社社債	15,000	4,000
関係会社長期貸付金	112,500	415,132
敷金及び保証金	98,054	145,152
破産更生債権等	26,516	36,297
繰延税金資産	26,034	57,043
その他	64,726	75,517
貸倒引当金	39,039	48,820
投資その他の資産合計	465,524	887,053
固定資産合計	1,364,497	1,978,737
資産合計	2,419,611	3,544,429

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 238,929	1 312,065
短期借入金	2 200,000	2 620,000
1年内返済予定の長期借入金	100,000	133,336
リース債務	2,308	5,783
未払金	1 113,639	1 173,304
未払費用	65,896	68,269
未払法人税等	65,112	104,691
未払消費税等	-	68,195
前受金	153,197	219,427
預り金	23,582	31,989
その他	5,418	743
<b>流動負債合計</b>	<b>968,086</b>	<b>1,737,807</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	400,000	358,330
リース債務	6,122	15,405
役員株式給付引当金	-	19,123
株式給付引当金	-	25,213
その他	1,000	1,000
<b>固定負債合計</b>	<b>407,122</b>	<b>419,071</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,375,208</b>	<b>2,156,879</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	364,839	432,420
資本剰余金		
資本準備金	264,839	332,420
その他資本剰余金	29,598	29,598
<b>資本剰余金合計</b>	<b>294,437</b>	<b>362,019</b>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	684,650	891,194
<b>利益剰余金合計</b>	<b>684,650</b>	<b>891,194</b>
自己株式	299,525	299,539
<b>株主資本合計</b>	<b>1,044,402</b>	<b>1,386,094</b>
新株予約権	-	1,456
<b>純資産合計</b>	<b>1,044,402</b>	<b>1,387,550</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,419,611</b>	<b>3,544,429</b>

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
売上高	2 4,342,904	2 5,239,815
売上原価	2 1,720,265	2 1,838,566
売上総利益	2,622,638	3,401,249
販売費及び一般管理費	1, 2 2,296,828	1, 2 2,992,730
営業利益	325,810	408,519
営業外収益		
受取利息	2 1,513	2 5,390
有価証券利息	2 300	2 300
賃貸料収入	2 1,673	2 1,673
業務受託料	2 2,313	2 2,300
受取遅延損害金	521	-
その他	2 1,111	1,548
営業外収益合計	7,433	11,211
営業外費用		
支払利息	740	4,685
減価償却費	1,625	1,118
市場変更関連費用	4,000	-
その他	443	475
営業外費用合計	6,809	6,279
経常利益	326,434	413,451
特別損失		
子会社株式評価損	-	13,999
減損損失	-	15,800
特別損失合計	-	29,799
税引前当期純利益	326,434	383,651
法人税、住民税及び事業税	104,829	139,074
法人税等調整額	1,429	31,008
法人税等合計	103,399	108,065
当期純利益	223,034	275,586

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)		当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(役務売上原価)					
経費					
業務委託費		1,606,010	100.0	1,668,951	100.0
役務売上原価		1,606,010	100.0	1,668,951	100.0
(商品売上原価)					
期首商品たな卸高		39,214		43,276	
当期商品仕入高		118,316		208,826	
計		157,531		252,103	
期末商品たな卸高		43,276		82,488	
商品売上原価		114,254		169,614	
売上原価		1,720,265		1,838,566	



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	356,112	256,112	29,598	285,710	491,485	491,485
当期変動額						
新株の発行	8,727	8,727		8,727		
剰余金の配当					29,869	29,869
当期純利益					223,034	223,034
自己株式の取得						
当期変動額合計	8,727	8,727	-	8,727	193,165	193,165
当期末残高	364,839	264,839	29,598	294,437	684,650	684,650

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	1,133,308	1,133,308
当期変動額			
新株の発行		17,454	17,454
剰余金の配当		29,869	29,869
当期純利益		223,034	223,034
自己株式の取得	299,525	299,525	299,525
当期変動額合計	299,525	88,905	88,905
当期末残高	299,525	1,044,402	1,044,402

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	364,839	264,839	29,598	294,437	684,650	684,650
当期変動額						
新株の発行	67,581	67,581		67,581		
剰余金の配当					69,041	69,041
当期純利益					275,586	275,586
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	67,581	67,581	-	67,581	206,544	206,544
当期末残高	432,420	332,420	29,598	362,019	891,194	891,194

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	299,525	1,044,402	-	1,044,402
当期変動額				
新株の発行		135,162		135,162
剰余金の配当		69,041		69,041
当期純利益		275,586		275,586
自己株式の取得	14	14		14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,456	1,456
当期変動額合計	14	341,691	1,456	343,147
当期末残高	299,539	1,386,094	1,456	1,387,550

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式及び関係会社債  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品  
先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。
- 販売用不動産  
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産、賃貸用固定資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、  
その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～22年
構築物	15年
機械及び装置	7～8年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 賃貸用固定資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物(建物附属設備は除く)及び2016年  
4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物	8年
工具、器具及び備品	8年

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法に  
よっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付  
債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給  
付債務の見込額に基づき計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた11,368千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」26,034千円に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。)の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。また、当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細は1.連結財務諸表等の(注記事項)の「追加情報」に記載しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
短期金銭債権	28,850千円	24,027千円
短期金銭債務	20,632	37,088

2 当社においては、運転資金の効率的な調達及び不動産の買取販売に関する資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	300,000千円	1,550,000千円
借入実行残高	200,000	620,000
差引額	100,000	930,000

## (損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
役員報酬	184,324千円	192,258千円
給与手当	543,699	687,662
役員株式給付引当金繰入額	-	19,123
株式給付引当金繰入額	-	25,213
旅費交通費	273,839	307,481
広告宣伝費	312,548	305,007
減価償却費	69,033	196,673
貸倒引当金繰入額	3,460	12,829
おおよその割合		
販売費	18.0%	15.3%
一般管理費	82.0	84.7

## 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
営業取引による取引高		
売上高	87,607千円	132,464千円
営業費用	180,082	269,273
営業取引以外の取引による取引高	5,520	9,558

## (有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額162,732千円、前事業年度の貸借対照表計上額121,732千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	12,882千円	16,737千円
減損損失	-	4,837
未払事業税	4,969	7,689
フリーレント賃料	4,398	4,283
資産除去債務	1,886	3,347
子会社株式	-	4,286
役員株式給付引当金	-	5,856
株式給付引当金	-	7,720
その他	1,897	2,283
繰延税金資産合計	26,034	57,043

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.21	3.20
住民税均等割等	0.16	0.15
所得拡大促進税制	2.55	5.88
その他	0.23	0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.68	28.17

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(会社分割)

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、会社分割により子会社を設立することを決議し、2019年5月9日付で設立しております。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の「重要な後発事象」に記載しております。

(業績条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を付与することを決議いたしました。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の「重要な後発事象」に記載しております。

(株価条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を付与することを決議いたしました。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の「重要な後発事象」に記載しております。

(新株予約権の取得及び消却について)

当社は、2019年7月12日開催の取締役会において、新株予約権の取得及び消却について決議いたしました。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の「重要な後発事象」に記載しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	111,604	213,574	-	15,650	309,528	23,288
	構築物	3,061	14,212	-	859	16,414	965
	機械及び装置	21,207	7,504	5,111	6,995	16,605	12,987
	工具、器具及び備品	32,602	69,479	-	37,648	64,433	75,864
	土地	84,300	20,640	-	-	104,940	-
	リース資産	4,096	-	-	1,198	2,897	3,097
	賃貸用固定資産	3,215	-	-	1,118	2,096	12,233
	賃貸用リース資産	-	-	-	-	-	1,439
	建設仮勘定	62,523	-	62,523	-	-	-
	計	322,611	325,411	67,634	63,471	516,916	129,877
無形 固定資産	のれん	503,500	-	-	105,999	397,500	-
	商標権	3,788	1,718	-	853	4,653	-
	リース資産	-	15,262	-	1,526	13,736	-
	ソフトウェア	45,133	77,064	-	27,224	94,974	-
	ソフトウェア仮勘定	23,940	55,763	15,800 (15,800)	-	63,903	-
	計	576,362	149,809	15,800 (15,800)	135,603	574,768	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、当期の減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	R+houseモデルハウス建物	128,605千円
建物	本社増床工事	84,969千円
工具、器具及び備品	本社家具	17,655千円
工具、器具及び備品	金型	29,220千円
土地	R+houseモデルハウス用地	20,640千円
ソフトウェア	建築CAD	40,800千円
ソフトウェア仮勘定	システムログイン統合ポータルサイト	19,980千円

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	42,429	31,380	18,790	55,019
役員株式給付引当金	-	19,123	-	19,123
株式給付引当金	-	25,213	-	25,213



( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： <a href="http://www.hyas.co.jp/">http://www.hyas.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）2018年7月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年7月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2018年5月1日 至 2018年7月31日）2018年9月14日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2018年8月1日 至 2018年10月31日）2018年12月14日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2018年11月1日 至 2019年1月31日）2019年3月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年7月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

2018年9月14日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書（参照方式）の訂正届出書

2018年9月20日関東財務局長に提出

2018年9月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

2019年5月20日関東財務局長に提出

(8) 有価証券届出書（組込方式）の訂正届出書

2019年6月13日関東財務局長に提出

2019年5月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月30日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明の根拠

会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールアドレス保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

#### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2019年7月30日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月30日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの第15期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明の根拠

会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールアドレス保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

#### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、財務諸表に対して意見を表明しない。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して2019年7月30日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。